

第 110 回コーデックス連絡協議会 資料一覧

資料番号	資料名
1	議事次第
2	委員名簿
3	会場配置図
4-(1)	第 17 回 食品汚染物質部会 (CCCF) 仮議題
4-(2)	第 17 回 食品汚染物質部会 (CCCF) 主な検討議題
5-(1)	第 54 回 食品添加物部会 (CCFA) 仮議題
5-(2)	第 54 回 食品添加物部会 (CCFA) 主な検討議題
6-(1)	第 43 回 分析・サンプリング法部会 (CCMAS) 仮議題
6-(2)	第 43 回 分析・サンプリング法部会 (CCMAS) 主な検討議題
7-(1)	第 7 回 スパイス・料理用ハーブ部会 (CCSCH) 議題
7-(2)	第 7 回 スパイス・料理用ハーブ部会 (CCSCH) 概要
8-(1)	第 28 回 油脂部会 (CCFO) 議題
8-(2)	第 28 回 油脂部会 (CCFO) 概要

第110回コーデックス連絡協議会

日時：令和6年3月13日（水）

15:00～17:30

場所：AP虎ノ門Bルーム

（ハイブリッド開催）

議 事 次 第

1. コーデックス委員会の活動状況

①今後の活動について

- ・第17回 食品汚染物質部会(CCCF)
- ・第54回 食品添加物部会(CCFA)
- ・第43回 分析・サンプリング法部会(CCMAS)

②最近コーデックス委員会で検討された議題について

- ・第7回 スパイス・料理用ハーブ部会(CCSCH)
- ・第28回 油脂部会(CCF0)

2. その他

コーデックス連絡協議会委員

令和6年2月21日現在

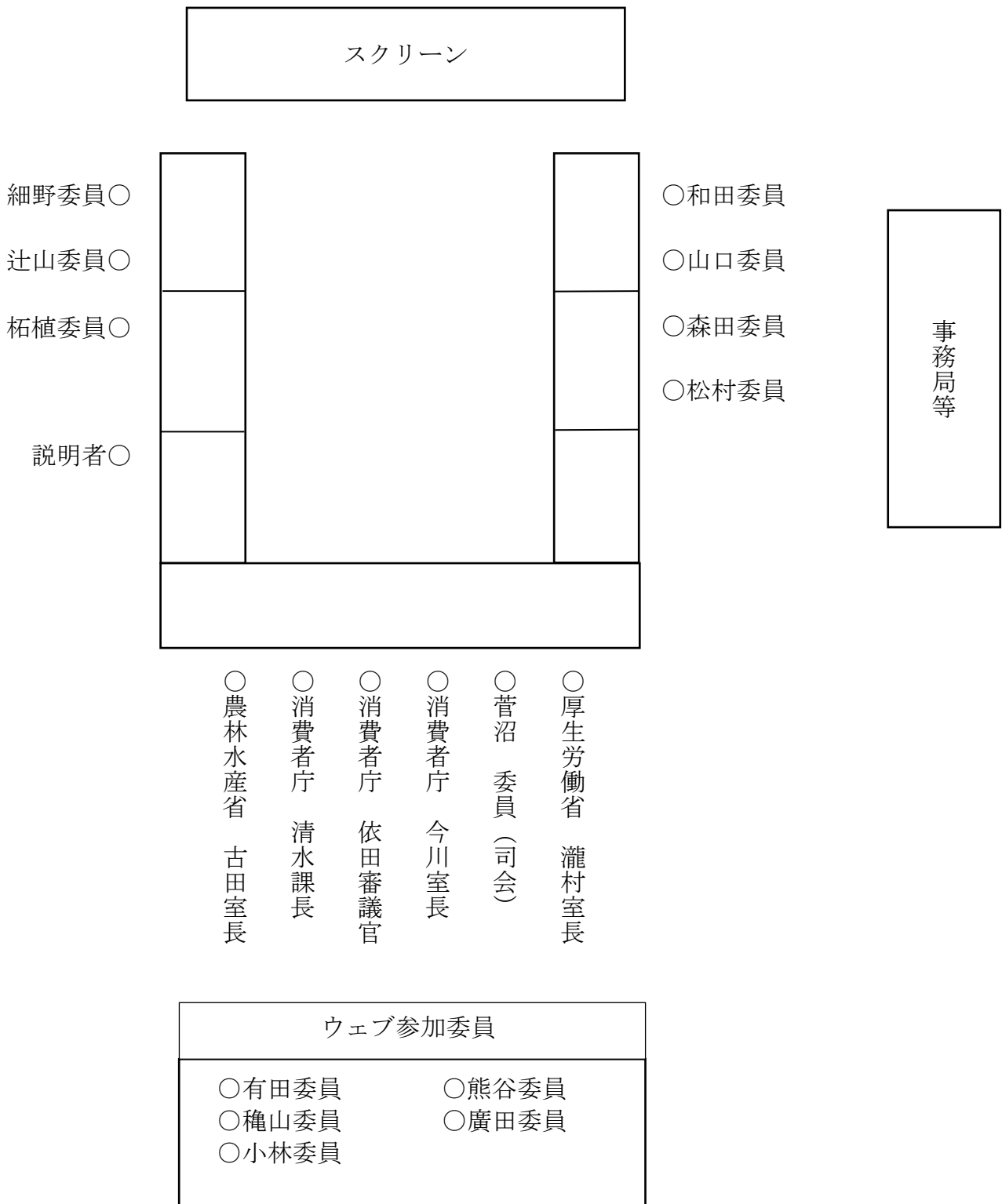
(敬称略 50音順)

あきやま 穂山	ひろし 浩	星薬科大学 薬学部 薬品分析化学研究室 教授
ありた 有田	よしこ 芳子	主婦連合会 参与
くまがい 熊谷	ひとみ 日登美	日本大学 生物資源科学部 食品開発学科 教授
こばやし 小林	ゆう 優	全国農業協同組合連合会 畜産総合対策部 品質・表示管理室長
すがぬま 菅沼	おさむ 修	国際酪農連盟日本国内委員会事務局 参与
たかはし 高橋	ゆうこ 裕子	一般財団法人 消費科学センター 企画運営委員
つじやま 辻山	やよい 弥生	公益財団法人 日本乳業技術協会 業務執行理事
つるみ 鶴身	かずひこ 和彦	公益社団法人 日本食品衛生協会 公益事業部長
とべ 戸部	よりこ 依子	公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 会員
ひろた 廣田	ひろこ 浩子	一般社団法人 全国消費者団体連絡会 政策スタッフ
ほその 細野	ひでかず 秀和	サントリーホールディングス株式会社 グループ品質本部 品質保証推進部 専任部長
まつむら 松村	まさひこ 雅彦	一般社団法人 日本食品添加物協会 常務理事
もりた 森田	まき 満樹	一般社団法人 Food Communication Compass 代表
やまぐち 山口	りゅうじ 隆司	一般財団法人 食品産業センター 海外室長
わだ 和田	まさひろ 政裕	城西大学 薬学部 医療栄養学科 教授

第110回コーデックス連絡協議会 会場配置図

令和6年3月13日(水) 15:00~17:30

AP 虎ノ門 Bルーム



FAO/WHO 合同食品規格計画 第 17 回食品汚染物質部会 (CCCF)

日 時：【本会合及び報告書採択】2024 年 4 月 15 日（月）～19 日（金）
 【会期前作業部会（バーチャル会合）】4 月 9 日（火）、10 日（水）
 【会期前作業部会（物理的会合）】4 月 14 日（日）
 場 所：パナマシティ（パナマ）

仮議題

1	議題の採択
2	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
3	FAO 及び WHO（FAO/WHO 食品添加物専門家会議（JECFA）を含む）からの関心事項
4	その他の国際機関からの関心事項
産業由来、環境由来及び天然由来の有害物質	
5	特定の食品群中の鉛の最大基準値（ステップ 4）
6	魚類中のメチル水銀のサンプリングプラン（ステップ 4）
毒素	
7	直接消費用落花生中の総アフラトキシンの最大基準値を設定するための直接消費用落花生の定義
8	特定のスパイス類中の総アフラトキシン及びオクラトキシン A に関するサンプリングプラン（ステップ 4）
9	シガテラ中毒の防止及び低減に関する実施規範/ガイドライン（ステップ 4）
討議文書	
10	ピロリジジナルカロイド類に関する討議文書
11	トロパンアルカロイド類に関する討議文書
12	食品中のアクリルアミドに関する討議文書

13	キノア中のカドミウム及び鉛に関する討議文書
14	落花生中のアフラトキシン汚染の防止及び低減に関する実施規範 (CXC 55-2004) のレビュー
15	乳生産用家畜飼料原料及び補助飼料のアフラトキシン B ₁ 低減に関する実施規範 (CXC 45-1997) のレビュー
16	食品中のカドミウム汚染の防止及び低減に関する実施規範の策定に関する討議文書
一般事項	
17	最大基準値の策定のためのデータ解析及び改善されたデータ収集に関するガイダンス
今後の作業	
18	汚染物質に関するコーデックス規格のレビュー
19	JECFA の評価及び FAO/WHO 専門家会合の成果のフォローアップ作業
20	JECFA による汚染物質の評価の優先リスト
その他	
21	汚染物質に関連する食品及び飼料安全の新たな問題についての先見性
22	その他の議題
23	次回会合の日程及び開催地
24	報告書の採択

(情報文書)

本部会における汚染物質及び毒素に関する議論の経緯や毒性評価の概要、現存及び作業中の最大基準値など各種情報を収載した、部会中に参照・使用するための作業文書 (CF/17 INF1) (日本がオランダと共同作成)

FAO/WHO 合同食品規格計画
第 17 回食品汚染物質部会 (CCCF) の主な検討議題

日 時：【本会合及び報告書採択】2024 年 4 月 15 日（月）～19 日（金）
 【会期前作業部会（バーチャル会合）】4 月 9 日（火）、10 日（水）
 【会期前作業部会（物理的会合）】4 月 14 日（日）
 場 所：パナマシティ（パナマ）

主要議題の検討内容

仮議題 1. 議題の採択

（対処方針）

仮議題を本会合の議題として採択するものである。新規提案議題がある場合には、適宜、対処したい。

仮議題 2. コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項

（経緯）

第 46 回総会（CAC）（2023 年）で最終採択及び予備採択された規格やその他の関連する部会における汚染物質に関する議論の状況等が報告、情報提供される見込み。

（対処方針）

各報告事項を聴取した上で適切に対処したい。

仮議題 3. FAO 及び WHO（FAO/WHO 食品添加物専門家会議（JECFA）を含む）からの関心事項

（経緯）

本部会に関連する以下の FAO 及び WHO の活動や作業が報告される。

- 前回 CCCF 会合以降の JECFA 会合及び今後の会合予定（ダイオキシン、ヒ素のリスク評価が 2025 年 10 月の第 101 回会合で予定されている。）
- 科学的助言の依頼への対応
- 世界的な食品消費量データベースと、各国がリスクアナリシスの目的でデータを作成し、利用する国の支援のための継続的な活動
- 水と食品の安全性の関連性（化学物質の安全性に焦点をあてて）

FAO からの報告事項

- FAO が公表した「農業食品における環境阻害剤の使用による食品安全への影響」
- 食品安全と食料援助
- FAO が公表した「食品安全に関する早期警戒システム」
- FAO/WHO による魚食のリスクベネフィット
- 二枚貝の監視
- 有害藻類ブルーム（HAB）発生に関する早期警告システム
- 有害藻類ブルームに関する FAO/IOC-UNESCO 合同の政府間パネル
- マイクロプラスチック

WHO からの報告事項

- WHO によるダイオキシン及びダイオキシン様物質に関する作業
- FAO/WHO のコーデックス信託基金
- WHO/PAHO の食品安全のリスク管理に関するエビデンスに基づく意思決定に関するワークショップ
- 化学物質及び農薬の管理

(対処方針)

各報告事項を聴取した上で適切に対処したい。

仮議題 4. その他の国際機関からの関心事項

(対処方針)

現時点では資料未着である。国際機関からの報告に適宜対処したい。

仮議題 5. 特定の食品群中の鉛の最大基準値 (ステップ 4)

(経緯)

第 13 回 CCCF (2019 年) において、鉛の最大基準値 (ML) が設定されていない品目のうち、貿易量、消費量、含有濃度などを検討した結果、ML 設定の優先度が高い品目を特定し、これらの品目に ML を設定するための新規作業を、第 42 回 CAC (2019 年) において承認。

前回会合までに、砂糖類や直接消費用乳幼児用調理済み食品などに新規の ML 設定の議論が終了したところ。今次会合では、料理用ハーブ類及びスパイス類の ML 原案の検討が行われる。

ブラジルを議長国とする電子的作業部会 (EWG) からは、ALARA の原則に基づく ML 原案として、以下が提案されている (文中のスパイス名の括弧書きは農林水産省による訳注)。また、スパイス類については、各分類に該当するスパイス類全体の ML を検討すべきか、GEMS/Food のデータベース上で含有実態データが利用可能であった品目のみの ML を検討するのか、部会が評価するよう要請されている。

スパイス類

品目	ML (mg/kg)	適用部位	注釈/備考
乾燥した樹皮からなるスパイス類 ^a	2.5	原形のままのもの、挽いたもの、粉状のもの、砕いたもの	
乾燥した花からなるスパイス類 ^b	0.4	原形のままのもの、挽いたもの、粉状のもの、砕いたもの	
乾燥した花部からなるスパイス類 ^c	2.5	原形のままのもの、挽いたもの、粉状のもの、砕いたもの	関連する Codex 食品規格は CXS 344-2021。
乾燥した果実及びベリー類からなるスパ	0.6	原形のままのもの、挽いたもの、粉状の	本 ML は華北山椒には適用しない。

品目	ML (mg/kg)	適用部位	注釈/備考
イス類 ^d		もの、砕いたもの	関連する Codex 食品規格は CXS326-2017 及び CXS 353-2022。
華北山椒（花椒）	3.0	原形のままのもの、挽いたもの、粉状のもの、砕いたもの	
乾燥した根茎、塊茎、及び根からなるスパイス類 ^e	2.0	原形のままのもの、挽いたもの、粉状のもの、砕いたもの	本 ML は、乾燥したガラシ（りょうきょう、なんきょう）、ニンニクには適用しない。 関連する Codex 食品規格は CXS 343-2021。
乾燥した種子からなるスパイス類 ^f	0.8	原形のままのもの、挽いたもの、粉状のもの、砕いたもの	関連する Codex 食品規格は 327-2017 及び CXS 352-2022。
乾燥した仮種皮からなるスパイス類 ^g	0.9	原形のままのもの、挽いたもの、粉状のもの、砕いたもの	

- a. シナモン（セイロンシナモン）、カネラ（ワイルドシナモン）、カシア（カシアシナモン）
- b. カモミールフラワー
- c. サフラン、クローブ、ケッパー
- d. スターアニス、カルダモン、カイエン、黒コショウ、緑コショウ、白コショウ、赤コショウ、パプリカ、チリペッパー、タマリンド、スマック、バニラ
- e. ショウガ、ターメリック
- f. アニスシード、コリアンダーシード、クミンシード、ディルシード、フェヌグreekシード、フェネルシード、マスタード、ナツメグ
- g. マース

料理用ハーブ類

品目	ML (mg/kg)	適用部位	注釈/備考
生の料理用ハーブ類	0.2	全体	
乾燥した料理用ハーブ類	2.5	全体	関連する Codex 食品規格は CXS 328-2017、CXS 342-2021、CXS 345-2021

(対処方針)

EWG が実施した実態データの解析結果を評価、分析した上で、ALARA の原則に照らして適切な ML が設定されるよう対処したい。スパイス類の ML の適用対象については、鉛の汚染機序や経路を考えると、部位別の分類による ML 設定は科学的に合理性があり、分類に該当する品目全体に適用するのが望ましく、a から g に挙げられている個別のスパイス類は、各分類の ML の適用対象となる例として扱うように提案したい。

仮議題 6. 魚類中のメチル水銀のサンプリングプラン (ステップ 4)

(経緯)

魚類中のメチル水銀のサンプリングプランについては、前々回の第 15 回 CCCF (2022 年) で、回付文書を通じて加盟国からの情報を収集するとともに、分析・サンプリング法部会 (CCMAS) におけるサンプリングの一般ガイドライン (CXG 50-2004) の改訂作業も本作業において考慮すること、サンプリングプランの規定に魚の貨幣価値を持ち込まないことに合意した。ニュージーランドを議長、カナダを共同議長とする EWG を再設置し、2 年かけてサンプリングプランの策定作業を行い、今次会合において議論を行うことに合意したもの。

EWG からは、討議文書に示されたサンプリングプランの原案をステップ 5/8 での最終採択に向けて推奨が可能か、それとも EWG 内で提起された側面について引き続き検討するためサンプリングプランの更なる改良を行うべきか、について検討するよう部会に対して勧告されている。

(対処方針)

我が国は EWG にも参加し、マグロ類のような大型魚類のサンプリングプランの検討に資する魚体中の部位別濃度データを提出し、尾部の筋肉の濃度が魚体全体の平均濃度と有意な差がないことを科学的に示し、尾部からサンプリングすべきであることを主張してきたところ。こうした科学的なデータに基づいて、経済性を含む実行可能性なども考慮したサンプリングプランとなるよう対処したい。

仮議題 7. 直接消費用落花生中の総アフラトキシンの最大基準値を設定するための直接消費用落花生の定義

(経緯)

第 12 回 CCCF (2018 年) において、落花生中のアフラトキシンの防止低減に関する実施規範 (CXC 55-2004) を実行し、その後に新たに収集、提出された実態調査データに基づいて、3 年後に議論を再開することに合意した。第 14 回 CCCF (2021 年) では、インドを議長国とする EWG を再設置し、ML 原案の議論を続けてきたものの、前回会合で直接消費用 (RTE) 落花生の定義が決まっていないことから、GEMS/Food 上の解析対象とすべきデータが特定できず、ML の検討作業が困難であることが判明した。そこで、インドを議長国とする EWG を再設置し、まずは、総アフラトキシンの ML が対象とする RTE 落花生の明確な定義についての提案並びに地球環境モニタリングシステム/食品汚染モニタリングプログラム (GEMS/Food) 管理者およびデータ解析のガイダンスに関する EWG との連携協力の下で、実態調査データの分類を今次会合で検討することになった。

現時点では資料未着であるが、EWG から RTE 落花生の定義が提案され、議論される見通しである。

(対処方針)

国際的な貿易の実態や既存の総アフラトキシンの ML における加工向け落花生の定義、他のナッツ類等における総アフラトキシンの ML における RTE の定義などを勘案し、

実態に即した定義となるよう対処したい。

仮議題 8. 特定のスパイス類中の総アフラトキシン及びオクラトキシン A に関するサンプリングプラン (ステップ 4)

(経緯)

第 12 回 CCCF にスパイス類のかび毒汚染の防止及び低減に関する実施規範(CXC 78-2017) を実行し、その後新たに収集、提出された実態調査データに基づいて、3 年後に ML 策定の議論を再開することに合意した。第 14 回 CCCF 以降、議論を行い、前回会合において、乾燥トウガラシ、ナツメグの総アフラトキシンの ML、乾燥トウガラシ、パプリカ、ナツメグのオクラトキシン A の ML について、ステップ 5/8 で第 46 回 CAC に最終採択を求め、採択された。

現時点では資料が未着であるが、インドを議長国とする EWG が策定したサンプリングプラン原案の検討が行われる見通しである。

(対処方針)

輸入時点において、より現実的に実施可能なサンプリングプランとすることが望ましいとの立場で対処したい。

仮議題 9 シガテラ中毒の防止及び低減に関する実施規範/ガイドライン (ステップ 4)

(経緯)

前回会合において、シガテラ中毒の防止又は低減に関する実施規範/ガイドラインに係る新規作業を開始することに合意し、第 46 回 CAC でプロジェクトドキュメントが承認された。

米国を議長、フランス、スペイン及びパナマを共同議長とする EWG からは、本作業は実施規範とすることが適切であるとして、シガテラ中毒に関連することが知られる、または関連が疑われる海洋生物のリストのほか、シガトキシン (CTX) の検査の目的に応じて適用可能な分析法の一般的な情報を含む原案が提示されている。

EWG から部会に対して、ステップを進めることが可能か検討し、進めることができない場合には実施規範の最終化に向けてさらに検討が必要な事項を特定することが勧告されている。

(対処方針)

提案されている実施規範の原案は、EWG における我が国のコメントは概ね反映されているところ、各国におけるシガテラ中毒の防止及び低減に有効な文書となるよう適宜対処したい。

仮議題 10. ピロリジジナルカロイド類に関する討議文書

(経緯)

第 14 回 CCCF で EU を議長とする EWG を設置し、CCCF が実施し得るフォローアップ措置の実行可能性について討議文書を作成することが合意されたが、前回会合では討議文書の回付が遅すぎたことから、今後の作業をどう進めるかに限定して議論を行い、回付

文書により討議文書へのコメントを募集し、EWG において今次会合に向けて討議文書の改訂を行うことに合意した。

EWG が開催されておらず、現時点では資料が未着であるが、EWG 議長国が各国からのコメントを受けて改訂した討議文書が回付されると思われる。

なお、回付文書では以下の点についてコメントを求めている。

- 食品及び飼料中のピロリジジナルカロイド類（PA）の実態調査データの提出のための要件を策定すること。
- 食品及び飼料中の PA 汚染の防止及び低減に関する雑草管理のための実施規範（CXS 74-2014）の改訂に向けた作業をすること、またその検討のために討議文書を改訂すること。
- 実施規範の改訂作業を行う場合は、プロジェクトドキュメントの内容をレビューすること。
- EWG を再設置し、実態調査データが従うべき最低要件の策定、実施規範の改訂又は討議文書の更新に取り組むこと。

（対処方針）

実態調査データの最低要件の検討が行われる場合には、我が国が所有する食品中の PA の実態調査データが今後の議論において活用可能となるよう、適宜対処したい。

また、雑草管理のための実施規範の改訂作業を行う場合には、我が国から追加で提出が可能な情報は限られているものの、新たに利用可能な情報がある場合には改訂を支持することとしたい。

仮議題 11. トロパンアルカロイド類に関する討議文書

（経緯）

前回会合において、FAO/WHO 専門家会合で報告書が取りまとめられたトロパンアルカロイド類のフォローアップ作業について議論し、中国を議長、サウジアラビアを共同議長とする EWG を設置し、トロパンアルカロイド類のフォローアップ措置の必要性及び実行可能性について今次会合で検討するための討議文書を用意することになったもの。

現時点では資料は未着であるが、EWG からは、実施規範の新規策定や JECFA へのフルスペックのリスク評価の依頼の必要性の検討を含む、討議文書が提出される見通しである。

（対処方針）

我が国におけるトロパンアルカロイド類による食中毒は、可食の山菜や野草類と有毒植物の誤認によるものが中心であり、海外で報告されているような穀類への有毒種子の混入等による食中毒はまれであるが、そうした穀類の汚染は雑草管理や生産工程の管理により防止が可能であると考えられるため、実施規範の新規策定が提案される場合には支持することとしたい。

仮議題 12. 食品中のアクリルアミドに関する討議文書

（経緯）

前回会合で、インドからアクリルアミドを JECFA の優先リストに追加することが提案されたが、JECFA からは、すでに 2005 年と 2011 年に 2 回の評価を行っており、遺伝毒性発がん性物質であることから健康影響に基づく指標値 (HBGV) が設定されていないが、そうした結論を変えるだけの新たなデータが利用可能である見込みは少ないこと、CCCF では過去の評価を受けて実施規範を策定済みであり、JECFA の限られたリソースを活用して 3 回目の評価を実施するだけの正当な理由がないとの見解が示された。これらを受けて、インドを議長、サウジアラビアを共同議長とする EWG を設置し、アクリルアミドのリスク管理措置の実行可能性について検討するための討議文書を最新の JECFA の評価も考慮して作成することになったもの。

しかし、EWG が開催されておらず、資料も未着である。

(対処方針)

討議文書を接受次第、内容を解析、評価し、適宜対処することとしたい。

仮議題 13. キノア中のカドミウム及び鉛に関する討議文書

(経緯)

第 40 回 CAC (2017 年) において、穀類中のカドミウム及び鉛の ML をキノアに適用拡大するか、またはキノアに個別の ML を設定するかを検討することが本部会に要請され、第 14 回 CCCF で議論した結果、3 年間のデータ収集期間において検討することに合意していたもの。

JECFA が作成した討議文書では、同機関による評価に基づいて、部会が次の事項について検討することが求められている。

- キノアに ML 設定が不要であることを示す十分な根拠があるかどうか、又は ML 設定のための十分な根拠があるかどうかを検討すること。
- (ML 設定についての十分な根拠がある場合、) 穀類中のカドミウム及び鉛の ML をキノアに適用拡大するか、又は、キノアに個別の ML を設定するか検討すること。
- (個別の ML 設定が支持される場合、) JECFA としては以下の ML 原案を提案すること。
 - ① カドミウムの ML 原案 : 0.1 mg/kg 又は 0.2 mg/kg (違反率はそれぞれ 5%、0.2%)
 - ② 鉛の ML 原案 : 0.1 mg/kg 又は 0.2 mg/kg (違反率はそれぞれ 4%、0.4%)
 - ③ 討議文書中のデータ・情報又は追加のデータ・情報に基づくその他の代替 ML 原案
- もしくは、ML の適用拡大又は個別 ML の設定に、さらなる根拠の調査が必要かどうかを検討すること。

(対処方針)

討議文書の JECFA が行った ML 設定による違反率やばく露評価の内容を解析、評価し、適宜対処することとしたい。

仮議題 14. 落花生中のアフラトキシン汚染の防止及び低減に関する実施規範 (CXC 55-2004)

のレビュー

(経緯)

前回会合の汚染物質に関するコーデックス規格のレビュー作業（仮議題 18 参照）において、「食品および飼料中の汚染物質に関するコーデックス規格及び関連文書の全体の最優先リスト」が作成され、本実施規範の改訂の可能性に向けたレビューを、ブラジルを議長国とする EWG を設置し、実施することになったもの。

現時点では資料が未着であるが、EWG からは改訂に資する新しい情報があるとして、本実施規範の改訂の新規作業の提案が行われる見通しである。

(対処方針)

最新の情報に基づく実施規範の改訂は、さらなる輸入落花生やその加工品の安全性の向上に資するものであり、基本的には新規作業提案を支持することとしたい。

仮議題 15. 乳生産用家畜飼料原料及び補助飼料のアフラトキシン B₁ 低減に関する実施規範 (CXC 45-1997) のレビュー

(経緯)

前回会合の汚染物質に関するコーデックス規格のレビュー作業（仮議題 18 参照）において、「食品および飼料中の汚染物質に関するコーデックス規格及び関連文書の全体の最優先リスト」が作成され、本実施規範の改訂の可能性に向けたレビューを、カナダを議長国とする EWG を設置し、実施することになったもの。

現時点では資料が未着であるが、EWG からは本実施規範の改訂の新規作業の提案、改訂時に本実施規範作成後に得られた新たな情報を考慮することの提案、改訂において関連するかび毒の汚染防止及び低減に関する実施規範（CXC 51-2003、CXC 59-2005、CXC 55-2004）の情報を活用しつつ、各実施規範間の重複を避けるため、本実施規範の改訂方針を検討することの提案が行われる見通しである。

(対処方針)

最新の情報に基づく実施規範の改訂は、飼料原料の安全性のさらなる向上に資するものであり、基本的には新規作業提案を支持することとしたい。

仮議題 16. 食品中のカドミウム汚染の防止及び低減に関する実施規範の策定に関する討議文書

(経緯)

前回会合において、米国が、食品中のカドミウム汚染の防止及び低減に関する実施規範の策定に向けた討議文書を次回会合に向けて作成する用意があるとの意向を示し、作業が承認された。本作業に係る EWG は設置されていないが、我が国も米国に対して国内におけるコメ等のカドミウム汚染の防止及び低減に関する情報を提供するなどの協力を行った。

米国が作成した討議文書では、討議文書に取りまとめられた情報に基づいて実施規範の策定に十分な情報があるか検討すること、実施規範の新規策定を行う場合に、「穀類中のかび毒汚染の防止及び低減に関する実施規範（CXC 51-2003）」と同様に、品目ごとに

付属書を策定する必要があるかを検討することが勧告されている。また、品目別の付属書を作成する場合には、一昨年の総会で最終採択された「ココア豆中のカドミウム汚染の防止及び低減に関する実施規範（CXC 80-2022）」を別の文書として維持するのか、新規策定する実施規範の付属書として取り入れるのかを助言すること、品目別付属書の策定において提案されているアウトラインの調整が必要かを示すことが勧告されている。

その上で、作業に合意する場合は、プロジェクトドキュメントのレビューや次回会合に向けて EWG が更に実施規範を検討するための回付文書の発行の検討が要請されている。

（対処方針）

農産物中のカドミウム汚染の防止及び低減に関しては、我が国の知見や経験に基づいて作業に貢献ができ、国際的な食品の安全性の向上に資することから、基本的には新規策定作業を支持することとしたい。

実施規範の構成については、農産物、畜産物、水産物、加工食品等のそれぞれで、回付文書による情報収集を経た上で、個別の付属書を作成するだけの情報があるかどうかを判断することを提案することとしたい。

仮議題 17. 最大基準値の策定のためのデータ解析及び改善されたデータ収集に関するガイダンス

（経緯）

第 12 回 CCCF において、汚染物質の ML の提案を行う EWG が一貫性のあるデータ解析を行うことを支援するため、標記のガイダンス文書の策定に合意し、EWG（議長：EU、共同議長：米国、オランダ、日本）が設置された。

前回会合では、会期前に開催されたバーチャル作業部会（VWG）や物理的作業部会（PWG）を通して、共同議長国が分担して策定したガイダンス案の今後の作業の進め方を中心に議論が行われた。EU が全体の議長国として、今後の作業をリードすることになっていたものの、再度 EWG が開催されず、作業が滞っている状況であり、現時点では資料は未着である。

（対処方針）

本ガイダンスの策定作業は、CCCF における ML 策定のための EWG の作業の透明性や一貫性を高めるとともに、データ解析の科学的な信頼性を高めるために重要であることから、引き続き共同議長国として、本文書の完成に向けて協力することとしたい。

仮議題 18. 汚染物質に関するコーデックス規格のレビュー

（経緯）

第 14 回 CCCF において合意したアプローチに従って、現行の食品及び飼料中の汚染物質に関するコーデックス規格（ML、ガイドライン（GL）、実施規範（COP））について、改定（改訂）の優先度が高いものを同定するためのレビューを 3 年間試行することとなったもの。

前回会合では、「食品および飼料中の汚染物質に関するコーデックス規格及び関連文書

の全体の最優先リスト」の作成やリスト掲載のための規準の改訂などが行われ、結果として2つの実施規範のレビューが決定した（仮議題 14 及び 15 を参照）。

現時点では資料未着であるが、会期前にカナダを議長国とする VWG が開催され、引き続き、最優先リストの検討やレビューを行う規格の検討などが行われる見通しである。

(対処方針)

昨年度から2つの規格のレビューが進んでいるところであり、最優先リストに掲載されている規格について、新たにレビューを追加実施する場合には、部会全体の作業負荷量や関連する議題の作業状況、JECFA の評価スケジュールなども勘案して決定すべきの方針で対処したい。

仮議題 19. JECFA の評価及び FAO/WHO 専門家会合の成果のフォローアップ作業

(経緯)

JECFA や FAO/WHO 専門家会合の評価が完了した汚染物質、毒素に関して、本会合の会期前に開催される作業部会（議長：EU）で議論される予定。

前回会合では、トロパンアルカロイド類のフォローアップ作業については今次会合で議論することに合意した。現時点では資料未着であるが、前回会合で合意した、麦角アルカロイド類及びトリコセチン類のフォローアップ措置の必要性及び実行可能性についての再検討が行われる見通しである。

(対処方針)

フォローアップ作業が必要な汚染物質、毒素については、専門家会合で健康リスクが無視できないとされたものを優先し、部会全体の作業負荷も勘案した上で必要に応じて EWG を設置して討議文書を作成し、想定される作業に必要な情報やデータの利用可能性を整理すべきとの立場で対処したい。

仮議題 20. JECFA による汚染物質の評価の優先リスト

(経緯)

本会合の会期前に開催される作業部会（議長：米国）で議論される予定。

現在のリストには、ヒ素、ダイオキシン及びダイオキシン様 PCB 類、スコポレチン、タリウム、有機フッ素化合物（PFAS 例：PFOS、PFOA、PFNA、PFHxS）が掲載されている。また、昨年度の会合で残留農薬部会（CCPR）に意見を求めることとなったエチレンオキシド及び 2-クロロエタノール類のリスト追加の要否についても検討される見通しである。

(対処方針)

各国からの追加提案等を聴取し、我が国への影響なども考慮して適宜対処するとともに、我が国から提出可能となった評価に利用可能な情報、データがあれば情報提供したい。

(以下、省略)

仮議題 21. その他の議題

仮議題 22. 次回会合の日程及び開催地

仮議題 23. 報告書の採択

FAO/WHO 合同食品規格計画 第 54 回食品添加物部会 (CCFA)

日 時：【本会合及び報告書採択】 2024 年 4 月 22 日（月）～4 月 26 日（金）

【会期前作業部会（物理的会合）】 4 月 19 日（金）、4 月 20 日（土）

場 所：四川省成都（中華人民共和国）

仮議題

1	議題の採択
2	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
3(a)	FAO/WHO 並びに第 96 回及び第 97 回 FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議 (JECFA) 会合からの関心事項
3(b)	第 96 回及び第 97 回 JECFA 会合から提案された食品添加物の同一性及び純度に関する仕様書原案
4(a)	コーデックス規格における食品添加物及び加工助剤の最大濃度の承認及び改訂
4(b)	個別食品規格の食品添加物条項と食品添加物の一般規格 (GSFA) の関連条項の整合: 整合に関する電子作業部会報告
5(a)	食品添加物に関する一般規格 (GSFA) : GSFA に関する電子作業部会報告
5(b)	食品添加物に関する一般規格 (GSFA) : 食品添加物条項の新規/改訂の提案 (CL 2023/46-FA への回答)
6	食品添加物の国際番号システム (INS) (CXG 36-1989) の改訂案
7	JECFA による評価のための優先物質リストの追加と変更に関する提案 (CL 2023/47-FA に対する回答)
討議文書	
8	食品添加物に関する一般規格 (GSFA)、個別食品規格とその他の文書間の相違に関する討議文書－未解決の問題の特定－
9	酵母の規格策定に関する討議文書
その他	
10	その他の事項及び今後の作業
11	次回会合の日程及び開催地

12	報告書案の採択
----	---------

第 54 回コーデックス食品添加物部会 (CCFA) の主な検討議題

日時：2024 年 4 月 22 日（月）～4 月 26 日（金）

場所：四川省成都（中華人民共和国）

主要議題の検討内容

仮議題 2. コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項

（経緯）

コーデックス総会（CAC）、食品汚染物質部会（CCCF）、残留農薬部会（CCPR）、食品輸出入検査・認証制度部会（CCFICS）、分析・サンプリング法部会（CCMAS）、一般原則部会（CCGP）、近東地域調整部会（CCNE）から付託された事項及び前回会合で今後検討するとした事項について検討する。

（対処方針）

適宜対処したい。

仮議題 3(a). FAO/WHO 並びに第 96 回及び第 97 回 FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議 (JECFA) 会合からの関心事項

（経緯）

第 96 回 JECFA 会合（2023 年 6 月）及び第 97 回 JECFA 会合（2023 年 10 月）の結果について、事務局から報告がなされる予定である。第 96 回 JECFA 会合では、1 つの食品添加物及び 2 種類の香料群についての安全性評価並びに 3 つの食品添加物及び 8 種類の香料群についての仕様書の改訂が行われた。第 97 回 JECFA 会合では、1 つの食品添加物の仕様書の改訂を含む安全性評価及び 3 種類の香料群についての安全性評価が行われた。会議文書には、それら食品添加物の安全性評価結果の概要及び JECFA からの勧告案が記載されている。

また、アゾジカルボンアミド（INS 927a）の ADI が取り下げられたことを踏まえ、GSFA からアゾジカルボンアミド（INS 927a）の条項を削除することが提案されている。

（対処方針）

コーデックス事務局及び JECFA 事務局からの報告を聴取の上、適宜対処したい。また、アゾジカルボンアミド（INS 927a）については、GSFA への収載の要件¹を満たさないことから削除を支持する立場で対処したい。

仮議題 3(b). 第 96 回及び第 97 回 JECFA 会合から提案された食品添加物の同一性

¹ General Standard for Food Additives (CODEX STAN 192-1995) PREAMBLE 3.2

及び純度に関する仕様書原案

(経緯)

第 96 回 JECFA 会合及び第 97 回 JECFA 会合の結果について、事務局から報告がなされる予定である。第 96 回 JECFA 会合及び第 97 回 JECFA 会合では、6 種類の食品添加物の仕様書の改訂、香料の仕様書の改訂等の議論が行われた。

(対処方針)

JECFA 事務局からの報告を聴取の上、適宜対応したい。

仮議題 4(a). コーデックス規格における食品添加物及び加工助剤の最大濃度の承認及び改訂

(経緯)

コーデックス手続きマニュアルに従い、個別食品規格における全ての食品添加物(加工助剤を含む)の条項は CCFA の承認を受ける必要がある。

今回会合では、各部会から送付された規格案における食品添加物条項案について承認に係る検討の要請や情報提供がなされる予定である。

(対処方針)

個別食品部会等から提案された食品添加物及び加工助剤の条項のうち承認に十分な情報が提供されたものについて、CCFA で承認されるよう適宜対処したい。

仮議題 4(b). 個別食品規格の食品添加物条項と食品添加物の一般規格 (GSFA) の関連条項の整合:整合に関する電子作業部会報告 (文書未達)

(経緯)

GSFA を食品添加物に関して唯一参照するべき規格とするため、CCFA は、個別食品規格の食品添加物条項と GSFA の関連条項を整合させるための取組みを進めている。

今回会合では、以下の点について、電子作業部会の検討結果を踏まえ、議論が行われる予定である。

- 乳及び乳製品の規格 (発酵乳の規格 (CXS 243-2003)、クリーム及び調整クリームの規格 (CXS 288-1976)) の整合
- 加工果実・野菜部会の規格 (加工濃縮トマトの規格 (CXS 57-1981 ; 整合の必要性を含め検討)、テーブルオリーブの規格 (CXS 66-1981)、果物や野菜の漬け物 (ピクルス) の規格 (CXS 260-2007) 及び急速冷凍野菜の規格 (CXS 320-2015)) の整合
- 地域規格 (ハリッサの地域規格 (CXS 308R-2011)、テンペの地域規格 (CXS 313R-2013)、デーツペーストの地域規格 (CXS 314R-2013)、海苔製品の地域規格 (CXS 323R-2017) 及びヤーコンの地域規格 (CXS 324R-2017)) の整合
- GSFA の表 3 の注釈の作成及び管理

我が国は第 53 回 CCFA 会合 (2023 年) での合意に基づき、本議題に関する電子作業部会の共同議長を務めている。

(対処方針)

個別食品規格の食品添加物条項と GSFA の関連条項が整合されるよう適宜対処したい。

仮議題 5 (a). 食品添加物に関する一般規格 (GSFA) : GSFA に関する電子作業部会報告

(経緯)

今回合合では、以下の事項について各国から提供された技術的正当性の情報等に基づき議論を行う予定である。

- i. 甘味料の条項案及び条項原案並びに注釈 161 を付した甘味料の採択済み条項
- ii. 食品分類 07.0 「ベーカリー製品」、12.0 「食塩、香辛料、スープ、ソース、サラダ、及びタンパク質製品」、13.0 「特殊な栄養上の目的で使用される食品」及び 15.0 「そのまま食べられる香味製品」とその下位分類における着色料の条項案及び条項原案並びに同分類における注釈 161 を付した着色料に関する採択済み条項
- iii. 食品分類 14.2 「ノンアルコール及び低アルコールの同等品を含むアルコール飲料」及びその下位分類の条項案及び条項原案
- iv. 第 53 回合合で GSFA のステップ 2 に加えた条項
- v. GSFA の残りのすべての条項案及び条項原案（上記 ii 及び iii で対象としない着色料並びに他の部会や JECFA からのガイダンスを待っている条項を除く。）

(対処方針)

電子作業部会において我が国から食品添加物の使用実態及び技術的正当性を提供している。提出された情報等に基づき、適切な食品添加物条項が策定されるよう適宜対処したい。

仮議題 5 (b). 食品添加物に関する一般規格 (GSFA) : 食品添加物条項の新規/改訂の提案 (CL 2023/46-FA への回答)

(経緯)

食品添加物条項の新規/改訂の提案に関する回付文書に対して各国から提出された食品添加物条項の新規提案又は改訂案について、GSFA 規格策定プロセスに含めるか検討を行う予定である。

今回合合では、各国からの提案に基づき、コーデックス手続きマニュアルの「GSFA における食品添加物条項の新規登録及び改訂の検討に関する手順」で示された規準に照らして、必要な情報が含まれているか検討を行い、妥当であれば GSFA の規格策定プロセスに含める予定である。

(対処方針)

規格の新規提案に必要な情報が揃っているものについては、規格の新規/改訂の提案を行うことを支持する立場で適宜対処したい。

仮議題 6. 食品添加物の国際番号システム (INS) (CXG 36-1989) の改訂案

(経緯)

CCFA は、国際的な調和の観点から各国での使用実態に基づき、食品添加物毎に物質名の代替として用いる番号を付与し、食品中での機能分類及び技術的目的をまとめた食品添加物の INS に関するガイドライン (CXG 36-1989) を策定している。

なお、当該ガイドラインに掲載されている食品添加物には、JECFA の評価を受けていないものも含まれている。

今回合合では、コーデックス事務局からの回付文書に対して各国から提案があった INS 番号の変更又は追加について、電子作業部会における検討結果に基づき議論を行う予定である。

(対処方針)

適宜対処したい。

仮議題 7. JECFA による評価のための優先物質リストの追加と変更に関する提案 (CL 2023/47-FA に対する回答)

(経緯)

CCFA は毎回、各国からの提案をもとに、データの提供可能性等を考慮して JECFA による評価のための食品添加物の優先リストを作成している。

今回合合では、コーデックス事務局からの回付文書に対して各国から提案があった食品添加物及び加工助剤、香料について、JECFA による評価のための優先物質リストに掲載すべきか議論する予定である。

(対処方針)

JECFA による評価のための食品添加物への追加及び変更にあたって必要な情報が提供されており、JECFA にデータが確実に提供されるもののみが当該リストに含まれるよう適宜対処したい。

なお、我が国より、2つの酵素 (Acylglycerol lipase from *Penicillium crustosum* expressed in *Penicillium crustosum*, Triacylglycerol lipase from *Limnomyces cylindracea*) について、JECFA による評価のための優先物質リストへの掲載依頼を行っている。

そのほか、CL 2023/47-FA Annex 3 Part Bにある No. 18、No. 21 の2つの酵素について提案等を行う。No. 18 Phosphodiesterase from *Penicillium citrinum*については日本から評価依頼を出したものだが、ribonuclease P enzyme preparation from *P. citrinum* AE-RP として評価が終了したため、リストからの削除を提案する。

さらに No.21 Ribonuclease from *Penicillium citrinum* RP-4 については、我が国にデータ提供が可能な事業者がいること及びそのデータである安全性試験完了が 2025 年 3 月の見込みであることを表明する。

仮議題 8. 食品添加物に関する一般規格 (GSFA)、個別食品規格とその他の文書間の相違に関する討議文書—未解決の問題の特定—

(経緯)

第 53 回会合において、他の部会により新しい食品添加物の条項が策定され続けており、現行の CCFA の「将来見込まれる GSFA の食品添加物条項と個別食品規格の相違の防止に関するガイドライン」はさらなる相違を防止するには不十分であると考えられること、相違の問題には全体論的なアプローチが必要であることが指摘された。これを踏まえ、第 53 回会合は、中国、カナダ、EU を共著者として、GSFA、個別食品規格、その他の文書間での相違を将来的に防止することに関して、未解決の問題を洗い出すための討議文書を準備するよう要請することに合意した。今回会合では、準備された討議文書について議論が行われる予定である。

(対処方針)

GSFA と個別食品規格の相違の防止が図られるよう、適宜対処したい。

仮議題 9. 酵母の規格策定に関する討議文書

(経緯)

第 44 回総会 (2021 年) にて、中国から、酵母規格に関する新規作業提案をどの部会に提案すべきか照会があり、コーデックス事務局より CCFA に提案すべきと勧告があった。これを踏まえ、第 53 回会合に、中国から討議文書が提出され議論された。²

第 53 回会合では、我が国からは、

- ・ 現在、国際規格がないことによって消費者の健康に関する問題や、公正な貿易に関する問題があるとの情報はないため、我が国としては酵母のコーデックス規格は不要と考えている
- ・ しかし、コーデックス規格を必要とする国があり、規格策定を進めるのであれば、「パン用酵母及び醸造用酵母」と食用酵母を一つの規格でカバーするのは困難であることから、食用酵母は規格の対象から除くべき等を述べた。

また、シンガポールからは食用酵母は規格の対象から除くべき、EU からは規格対象はパン用酵母に絞るべきとの意見があった。また、その他の国からも規格の対象はもっと検討されるべき等の意見があり、関心のあるメンバーにて、プロジェクトドキュメント (以下、プロドク) を検討し、次回会合にて再度検討することとなった。³

² 第 44 回コーデックス総会報告 (第 98 回コーデックス連絡協議会資料 54 ページ
https://www.maff.go.jp/j/syouan/ki_jun/codex/attach/pdf/98-2.pdf)

³ 第 53 回食品添加物部会報告 (第 106 回コーデックス連絡協議会資料 70 ページ
https://www.maff.go.jp/j/syouan/ki_jun/codex/attach/pdf/106-7.pdf)

第 53 回会合以降、関心のあるメンバー（中国、フランス、日本、トルコ、COFALEC（オブザーバー団体））にてプロドクの検討を行い、規格対象はパン用酵母に絞ることに合意した。

今回会合では、リバイスしたプロドクをもとに議論が行われる予定。

（対処方針）

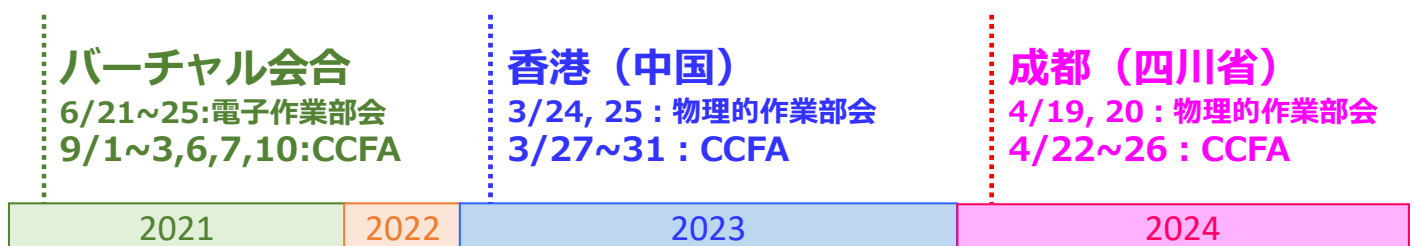
我が国としては、酵母のコーデックス規格は不要と考えるが、規格を必要とする国があり作業が開始される場合には、規格対象をパン用酵母に絞るべきとの立場で対処したい。また、我が国の酵母製品の生産、流通及び貿易に影響が生じないよう対処したい。

コーデックス委員会

第54回食品添加物部会について

食品添加物部会（CCFA）

- ホスト国（議長国）：中国
- 最近の開催状況：52nd2021年9月（バーチャル会合）、53rd2023年3月（香港）

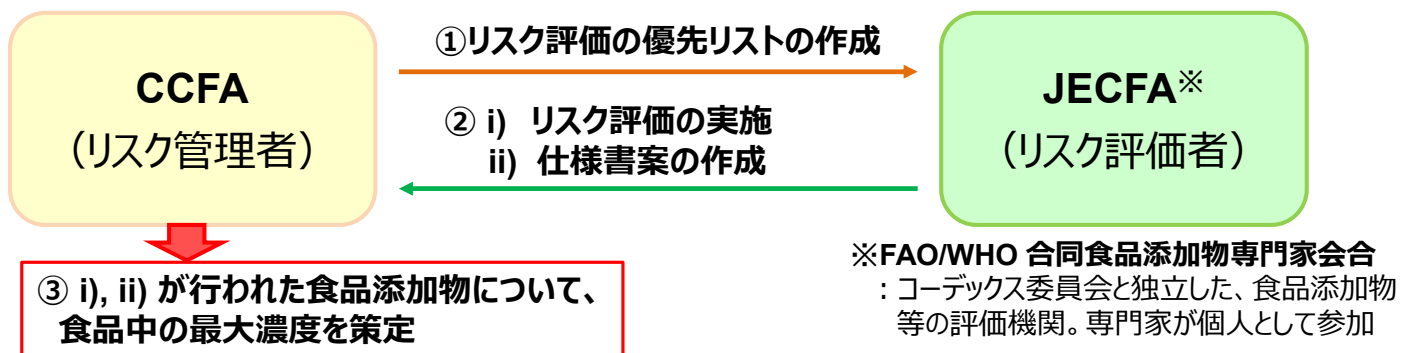


- ・ COVID-19の影響で2020年3月の開催を延期
→作業部会等での検討を継続・追加の検討を実施
- ・ 2021年6月に電子的作業部会（EWG）を開催
- ・ 2021年9月にCCFAのバーチャル会合を開催（本部会のバーチャル会合は初）
- ・ 2023年3月に4年ぶりの現地会合（香港）を開催
- ・ **2024年4月に54thCCFAを現地会合（成都）を開催**

- CCFA の Terms of Reference（TOR）
 - a. **食品添加物の食品中の最大濃度の設定／承認**
 - b. **リスク評価の優先リストの作成**
 - c. **食品添加物の機能分類の指定**
 - d. **食品添加物の仕様書の勧告**
 - e. **食品中の食品添加物の分析法の検討**
 - f. **食品添加物の表示に関する事項など関連する規格の検討**

食品添加物の食品中の最大濃度の設定プロセス①

● CCFA におけるリスクアナリシス



【リスク評価の優先リスト】（関連する主な議題：議題7）

- CCFAは会合毎に、各国からの提案に基づき、JECFAにリスク評価を依頼する物質を選定し、リスク評価の優先リストを作成

【基本的な対処方針】

- JECFAによる評価に必要なデータ等の提供可能性が確認されたもののみが当該リストに含まれるように対応

食品添加物の食品中の最大濃度の設定プロセス②

【食品添加物のリスク評価】（関連する主な議題：議題3(a)）

- JECFAにおいて、**毒性評価**（許容一日摂取量（ADI）の設定）・**暴露評価**（1日当たりの摂取量を推計）・**リスク評価**（ADIと推定摂取量の比較から、人の健康影響の有無を判断）を実施
- 評価に必要なデータ等が不足している場合は、追加データの提出等について勧告

【食品添加物の仕様書案】（関連する主な議題：議題3(b)）

- JECFAにおいて、食品添加物の**同一性及び純度に関する仕様書**の原案を作成（作成される仕様書は、最終的にコーデックスの仕様書としてコーデックス総会が採択）

【基本的な対処方針】

- JECFAでリスク評価、仕様書原案の作成が行われた食品添加物については、コーデックス基準等に適切に反映されるよう対応
- データ提出等の勧告がなされた食品添加物については、適切なデータの収集・提供等がなされ、JECFAで必要な検討が十分に行われるよう対応

5

食品添加物に関するコーデックス一般規格（GSFA）

【GSFA】（関連する主な議題：議題5）

- 食品添加物、ADI等の用語の定義、食品添加物使用の一般原則、食品へのキャリーオーバーの適用条件、**食品添加物ごとの食品中の最大濃度**等（食品添加物条項）を規定
- コーデックス規格の一つであり、**SPS協定上の国際規格**
⇒コーデックス規格がある場合、**輸入食品に対し自国内での食品の安全のためにとる措置については、コーデックス規格に基づいて取ることを考慮**（より厳しい規格を策定する場合、科学的正当性の証明が必要）
- コーデックスにおいて、食品添加物について**参照すべき基準**
- 食品添加物条項は、JECFAの評価結果を基に、各国・関連するコーデックス部会等から提供された情報を踏まえて、**使用が正当と確認されたもの**について規定

【基本的な対処方針】

- 各国・関連部会等から提供された情報に基づき、適切な食品添加物条項が策定されるよう対応
- 我が国から技術的正当性等の情報を提出した食品添加物については、提供した情報に基づいて食品添加物条項が策定されるよう対応



【GSFAの構成】

①前文

対象範囲、用語の定義、食品添加物使用の一般原則等を記載

(例：食品添加物の定義)

1. 通常はそれ自体は食品／食品原材料でない
2. 食品の製造等において目的をもって意図的に添加する
3. それ又はその副産物が食品に残留し、食品の特性に影響する
4. 汚染物質・栄養目的で添加するものは含まない

②付属文書

A 食品中の最大濃度検討のためのガイドライン

B 食品分類システム*一覧表

*国際的に流通する全食品を分類。最大濃度の規定に使用

C コーデックス食品規格と食品分類システムの相互参照表

③食品添加物条項

表1～3，表3の付表

7



【食品添加物条項の構成】

表1 食品添加物の名称の順に、食品分類ごとの最大濃度等を掲載

表2 食品分類の順に、食品添加物ごとの最大濃度等を掲載

※JECFAでグループとして評価された品目群は、グループとして規定

表3 適正製造規範（GMP）下で使用が許容される食品添加物
(食品添加物の名称の順)

←JECFAが「ADIを特定しない」と評価した場合に掲載

表3の付表：表3に掲載された食品添加物であっても、必ずしも

GMP下での使用が許容されない食品分類の表

(使用には表1，2に最大濃度等の規定が必要)

【食品添加物条項の主な記載事項】

(1) 機能分類 (例：着色料、乳化剤など)

(2) 食品中の最大濃度 [表1・2]

(3) 国際番号システム (INS) の番号

8

GSFAと個別食品規格の整合①

【個別食品規格の食品添加物条項】（関連する主な議題：議題4(a)）

- 個別食品規格における食品添加物（加工助剤を含む）の条項は、全てCCFAの承認を受けることが必要（コーデックス手続きマニュアルに規定）
- CCFAは、JECFAの評価結果に照らして、食品添加物条項案が妥当か否かを検討
- 該当食品への食品添加物使用の正当性は、各規格を検討する部会が検討

(参考) 個別食品規格の基本フォーマット

- | | |
|-------------------|----------------|
| 1. 規格の名称 | 6. 汚染物質規格 |
| 2. 範囲 | 7. 衛生規格 |
| 3. 食品の定義 | 8. 重量 |
| 4. 必須構成成分及び品質規格 | 9. 表示 |
| 5. 食品添加物規格 | 10. 分析・サンプリング法 |

【基本的な対処方針】

- 個別食品部会等から提案された食品添加物及び加工助剤の条項のうち、承認に十分な情報が提供されたものについて、CCFAで承認されるよう対応

9

GSFAと個別食品規格の整合②

【GSFAと個別食品規格の整合】（関連する主な議題：議題4(b)、8）

- GSFAと個別食品規格の食品添加物条項には不整合がある
 - 理由1：GSFAの食品分類は、個別食品規格がカバーしていない食品を含む
 - 2：個別食品規格の対象食品に、GSFAの複数の食品分類を含む場合がある
 - 3：個別食品規格の策定時期が古い

⇒CCFAにおいてWGを設置して、**両者の整合をとるために作業中**

- (例A：個別食品規格から個々の添加物の記載を削除し、GSFAを参照する文章を追加
- B：個別食品規格で使用が認められていない食品添加物に対して、GSFAの表に「該当規格の対象食品を除く」旨の注釈を追加)

【基本的な対処方針】

- GSFAを「食品添加物について唯一の参照すべき基準」とするため、個別食品規格の食品添加物条項とGSFAの関連条項が整合するよう対応

個別食品規格：ミルクパウダーとクリームパウダーの規格（CXS 207-1999）

Anticaking agents	
170(i)	Calcium carbonate
341(iii)	Tricalcium phosphate
343(iii)	Trimagnesium phosphate

※Maximum level : 10 000 mg/kg singly or in combination

GSFA：表1,表2

Example: Calcium carbonate (INS 170(i))

Table 1

Food No.	Category	Max Level	Notes	Recommendations
01.5.1	Milk powder and cream powder (plain)	GMP	C207, D290, E290	Adopt

Table 2

Additive	INS	Max level	Notes	Recommendation
Calcium carbonate	170(i)	GMP	C207, D290, E290	Adopt

→ C207 個別規格（CXS207-1999）乳製品およびクリームパウダーの規格（CXS 207-1999）に準拠した製品に使用する場合を除く。という注釈を追加

C207 Except for use in products conforming to the Standard for Milk Products and Cream Powder (CXS 207-1999): bone phosphate (INS 542), calcium carbonate (INS 170(i)), calcium dihydrogen phosphate (INS 341(i)), calcium hydrogen phosphate (INS 341(ii)), calcium silicate (INS 552), magnesium carbonate (INS 504(i)), magnesium dihydrogen phosphate (INS 343(i)), magnesium hydrogen phosphate (INS 343(ii)), magnesium oxide (INS 530), magnesium silicate, synthetic (INS 553(i)), silicon dioxide, amorphous (INS 551), talc (INS 553(iii)), tricalcium phosphate (INS 341(iii)) and trimagnesium phosphate (INS 343(iii)), singly or in combination for use as anticaking agents only at 10,000 mg/kg.

食品添加物の国際番号システム（INS）

【INS】（関連する主な議題：議題6）

- 各国で使用されている食品添加物に番号を付け、機能分類・技術的目的とともにリスト化（関連ガイドライン（CXG 36-1989）に掲載）
 - ※JECFAで未評価／GSFAに未掲載の食品添加物も含む
- 番号は食品添加物の機能分類に応じて付与（例：着色料 → INS番号100～199）
- 各国からの提案に基づき、食品添加物、機能分類等の追加・修正を実施

（リストの改訂例：下線部を追加）

INS No.	Name of food additive	Functional class	Technological purpose
163(xi)	<u>Butterfly Pea Flower Extract</u>	<u>Colour</u>	<u>Colour</u>
183	<u>Jagua (genipin-glycine) blue</u>	<u>Colour</u>	<u>Colour</u>
301	Sodium ascorbate	Antioxidant_ <u>Flour treatment agent</u>	<u>Antioxidant</u> <u>flour treatment agent</u>

食品添加物の追加

機能分類・技術的目的の追加

【基本的な対処方針】

- 各国の提案内容に基づき、適切なリストが作成されるよう対応。



【経緯】（関連する主な議題：議題9）

- 第44回総会にて、中国から、酵母規格に関する新規作業提案をどの部会に提案すべきか照会があり、コーデックス事務局よりCCFAに提案すべきと勧告があった。
- 第53回会合で、中国から討議文書が提出され議論されたが、規格の対象は再考が必要である等の意見があり、関心のあるメンバーにて、プロジェクトドキュメント（以下、プロドク）を検討し、次回会合にて再度議論することとなった。
- 第53回会合以降、関心のあるメンバー（中国、フランス、日本、トルコ、COFALEC（オブザーバー団体））による検討の結果、規格対象はパン用酵母に絞ることとされた。
- 今回会合では、リバイスしたプロドクをもとに議論が行われる予定。

【基本的な対処方針】

・酵母のコーデックス規格は不要と考えるが、仮に規格を必要とする国があり作業が開始される場合には、規格対象をパン用酵母に絞るべきとの立場で対処。また、酵母製品の生産、流通及び貿易に影響が生じないよう対処。

FAO/WHO 合同食品規格計画
第 43 回分析・サンプリング法部会 (CCMAS)

日 時：2024 年 5 月 13 日（月）～18 日（土）

場 所：ブダペスト（議長国：ハンガリー）

仮議題

1	議題の採択
2	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
3	コーデックス規格中の分析条項及びサンプリングプランの承認
4	分析・サンプリング法規格（CXS 234-1999）の点検・更新
4.1	穀類・豆類の分析法の点検・更新
4.2	魚及び魚加工品の分析法の点検・更新
4.3	フルーツジュースの分析法の点検・更新
5	情報提供文書：サンプリングの一般ガイドライン（CXG 50-2004） - サンプリングプランアプリケーションを伴う e-book
6	食品中の硝酸イオン及び亜硝酸イオンに関する分析法の性能規準
7	予防的アレルギー表示に関する分析法
8	CXS 234 において、同一として用いられている分析法の原理や名前の形式や名称の調和
9	CXS 234 への窒素換算係数の挿入に関するアプローチ
10	Type I 分析法が承認されている場合の、品目と分析条項が同一の Type IV 分析法の承認及び CXS 234 への収載について
11	分析法に関する国際機関間会合の報告
12	その他の事項及び今後の作業
13	次回会合の日程及び開催地

14	報告書の採択
----	--------

FAO/WHO 合同食品規格計画
第 43 回分析・サンプリング法部会 (CCMAS) の主な検討議題

日 時：2024 年 5 月 13 日（月）～5 月 18 日（土）

場 所：ブダペスト（ハンガリー）

主要議題の検討内容

仮議題 2：コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項（文書未達）

A. 総会等からの全般的決定事項

第 46 回総会（2023 年）において、サンプリングの一般ガイドライン（CXG 50-2004、以下「CXG 50」という。）の改定案がステップ 8 で最終採択されたこと、汚染物質の一般分析法（CXS 228-2001）の廃止が採択されたこと等がコーデックス事務局から報告される予定である。

B. その他部会からの付託事項

個別食品部会や地域調整部会等から、検討された分析法やサンプリングプランについて、CCMAS の検討・承認が求められ、議題 3 で議論される予定である。

仮議題 3：コーデックス規格中の分析条項及びサンプリングプランの承認（文書未達）

個別の食品規格等に含めることが目的とされる分析・サンプリング法について、他の部会の提案と依頼に応じて検討・承認を行うことが CCMAS への付託事項（Terms of Reference; ToR）の 1 つに定められている。CCMAS は、手続きマニュアルに定める分析法の選定規準に従い、個別食品部会等から提案された分析・サンプリング法が適切かを検討し、承認の可否を判断する。情報収集に努め、我が国における検査等への影響も踏まえ、科学的に妥当な分析・サンプリング法が承認されるように対処したい。

第 43 回 CCMAS では、以下の食品規格の条項となる分析・サンプリング法の検討、承認が求められる予定である。

食品汚染物質部会 (CCCF) 関係（文書未達）

- ・ 油脂及びその関連製品、加工果実及び加工野菜、その他の製品（Miscellaneous Products）中の鉛について、性能規準を満たす分析法の例示（経緯）

第 42 回 CCMAS（2023 年）において、分析・サンプリング法規格（CXS 234-1999、以下「CXS 234」という。）からの削除を求められていた油脂及びその関連製品、加工果実及び加工野菜、その他の製品（Miscellaneous Products）中の鉛の分析法については合意には至らず、例となる分析法とその分析法が性能規準を満たすことが分かる情報の提供を依頼する回付文書を発行することに合意した。

第 43 回 CCMAS では、提供された情報に基づき検討が行われる予定である。

食品衛生部会 (CCFH) 関係 (文書未達)

・ 照射食品の検出のための一般分析法の規格 (CXS 231-2001)

(経緯)

第42回 CCMAS において、照射食品の検出のための一般分析法の規格 (CXS 231-2001、以下「CXS 231」という。) により示されている分析法を CXS 234 に収載することと合わせて CXS 231 を廃止することについては、分析法やその適用に関する情報が十分ではなかったことから承認には至らず、回付文書で追加の情報収集を行うことに合意した。

第43回 CCMAS では、提供された情報に基づき検討が行われる予定である。

栄養・特殊用途食品部会 (CCNFSDU) 関係 (文書未達)

・ フォローアップフォーミュラの規格 (CXS 156-1987)

(経緯)

第42回 CCMAS において、現行の CXS 234 には、年長乳児用 (older infants、6 か月～12 か月) と年少幼児用 (young children、1 歳～3 歳) の製品の両方を含む意味でのフォローアップフォーミュラの分析法が収載されているが、この分析法が年少幼児用の製品にも適用できるか否かについて、CCMAS での検討の必要性が指摘された。本件について、第42回 CCMAS の会合前に開催された物理的作業部会 (PWG) では、時間の都合上議論されなかったため、第43回 CCMAS で議論することに合意した。

その他提案 (文書未達)

・ 粉乳中の水分含量の分析法

(経緯)

第42回 CCMAS において、ISO 5537|IDF 26 がラクトースを多く含む可能性のある粉乳 (dairy permeate and whey powders) 中の水分含量の分析法としての適用性を判断するためにさらなる情報が必要であることから、回付文書で追加の情報やデータを収集し、第43回 CCMAS で議論することに合意した。

・ 加工果実、加工野菜中の安息香酸、ソルビン酸塩、カルシウム及びブズの分析法の性能規準 (文書未達)

(経緯)

第42回 CCMAS において、第43回 CCMAS の PWG 及び本会合で検討することとされた。

(対処方針)

いずれについても、さらなる情報が得られた時点で対処方針を検討するが、手続きマニュアル及び情報提供文書 (CXS 234 に収載される方法の提案、検討、承認に係る包括的ガイドライン) に従い、適切な分析法が特定可能で明確かつ適切な記載によって CXS 234 に収載されるように対処したい。

仮議題4：分析・サンプリング法規格 (CXS 234-1999) の点検・更新 (文書未達)

本議題について、回付文書で得られた回答を含め情報が未達であるため、議題及びそ

の背景の説明のみを行うこととする。

仮議題 4.1：穀類・豆類の分析法の点検・更新（文書未達）

（経緯）

第 38 回 CCMAS（2017 年）で、CXS 234 の点検・更新について、作業可能なパッケージごとに作業を行っていくことに合意したことを契機として、点検作業が続いているもの。

第 39 回 CCMAS（2018 年）は、CXS 234 に収載されている穀類及び豆類の分析法の点検と更新をアメリカ穀物科学者研究会（AACCI）*の協力の下進めることに合意した。

第 40 回 CCMAS（2019 年）では、AACCI が提案したグルテンフリー食品の分析法の見直し案について議論した。議論の結果、グルテン不耐症の人向け特殊用途食品の使用に関する規格（CXS 118-1979）が広範囲の食品をグルテンフリー表示の対象としていることを鑑み、栄養・特殊用途食品部会（CCNFSDU）に検討を求めることに合意した。

第 41 回 CCMAS（2021 年）では、点検・更新をするにあたり必要が生じない限りは新しい分析法は追加しない方針が明確にされた。また、電子的作業部会（EWG）（議長国：カナダ）を設置し、SDOs（AACCI、AOAC、ISO）と連携して作業を継続することに合意した。

第 42 回 CCMAS では、点検・更新をするにあたり CXS 234 に収載されている分析法の更新や置き換えについては、EWG の権限の範囲外として取扱わないことに合意した。また、EWG（議長国：カナダ）を再設置し、引き続き点検・更新作業を行うことに合意した。

*現在は穀物協会（Cereals & Grains Association）に名称が変更されている。

仮議題 4.2：魚及び魚加工品の分析法の点検・更新

（経緯）

第 42 回 CCMAS において、油脂、加工果実・加工野菜の分析法の点検・更新作業が完了したことから、EWG（議長国：ノルウェー）を設置し、CXS 234 に収載されている魚及び魚加工品の分析法の点検・更新作業を進めることに合意した。

（対処方針）

貝毒の分析クライテリアにおいて、手続きマニュアルに記載された回収率の範囲が、異なる値に修正されている項目について変更の理由を確認し、必要があれば対処したい。また、メチル水銀の分析法 AOAC 988.11 について、特段の説明なく「？」が付記されている理由を確認し、必要があれば対処したい。

手続きマニュアル及び情報提供文書に従い、適切な分析法が特定可能で明確かつ適切な記載によって CXS 234 に収載されるように対処したい。

仮議題 4.3：フルーツジュースの分析法の点検・更新（文書未達）

（経緯）

第 42 回 CCMAS において、油脂、加工果実・加工野菜の分析法の点検・更新作業が完了したことから、EWG（議長国：ドイツ）を設置し、CXS 234 に収載されているフルーツ

ジュースの分析法の点検・更新作業を進めることに合意した。

(対処方針)

文書未達の議題については、いずれについても、さらなる情報が得られた時点で対処方針を検討するが、手続きマニュアル及び情報提供文書に従い、適切な分析法が特定可能で明確かつ適切な記載によって CXS 234 に記載されるように対処したい。

仮議題5：情報提供文書：サンプリングの一般ガイドライン (CXG 50-2004) - サンプリングプランアプリケーションを伴うe-book (文書未達)

(経緯)

第34回魚類・水産製品部会 (CCFFP) (2015年) から、CXG 50は難し過ぎるので分かりやすくしてほしいとの意見が提出され、よりユーザーフレンドリーなガイドラインにすることを旨としてCXG 50の改定が議論され、その改定案は第46回総会において最終採択された。本情報提供文書は、新たなCXG 50の理解促進及び同時に開発されたサンプリングアプリケーションの実用に向けた情報提供を目的に開発が進められているものである。本情報提供文書の開発は、CXG 50改定案の開発と併行して検討されてきたが、第42回CCMASにおいてEWG (議長国：ニュージーランド、共同議長国：ドイツ) を再設置し、サンプリングプランアプリケーションを含むe-bookという名前の情報提供文書の作成に引き続き取り組むことに合意した。

第43回CCMASでは、EWGでの検討結果に基づき、議論される予定である。

(対処方針)

さらなる情報が得られた時点で対処方針を検討するが、本情報提供文書作成の目的である、CXG 50 で言及されているサンプリングプランに関する追加の情報を提供すること、が達成されるものとなるよう、CXG 50 で取扱われていない内容や有益な情報を含まない記述が本情報提供文書に含まれないようにすること、既存の規格やガイドラインにより定義された専門用語が一貫して使用されることを担保すること等に留意し、適宜対処したい。

仮議題6：食品中の硝酸イオン及び亜硝酸イオンに関する分析法の性能規準 (文書未達)

(経緯)

第42回CCMASにおいて、食品添加物部会 (CCFA) に返答するためにはさらなる検討が必要であることから、EWG (議長国：米国) を設置し、提案されている分析法が性能規準を満たすか否か等について議論することに合意した。

第43回CCMASでは、EWGでの検討結果に基づき、議論される予定である。

(対処方針)

さらなる情報が得られた時点で対処方針を検討するが、手続きマニュアル及び情報提供文書に従い、適切な分析法が特定可能で明確かつ適切な記載によって CXS 234 に記載されるように対処したい。

仮議題 7：予防的アレルギー表示に関連する分析法（文書未達）

（経緯）

第 42 回 CCMAS において、食品表示部会（CCFL）に返答するためにはさらなる検討が必要であることから、EWG（議長国：米国、共同議長国：英国）を設置し、妥当性確認がなされた分析法の選択及び妥当性確認に関する方法を検討するための討議文書を作成することに合意した。

第 43 回 CCMAS では、EWG での検討結果に基づき、議論される予定である。

（対処方針）

さらなる情報が得られた時点で対処方針を検討するが、手続きマニュアル及び情報提供文書に従い、適切な分析法が特定可能で明確かつ適切な記載によって CXS 234 に記載されるように対処したい。

仮議題 8：CXS 234 において、同一として用いられている分析法の原理や名前の形式や名称の調和（文書未達）

（経緯）

第 42 回 CCMAS において、CXS 234 に記載されている分析法に関する原理や条項について、同一のものを指している場合でも別の用語が使用されている場合があることが指摘された（例えば、moisture content vs moisture）。これらについて整合をとるため、ブラジルが討議文書を作成することに合意した。

第 43 回 CCMAS では、ブラジルが作成した討議文書に基づき、議論される予定である。

（対処方針）

さらなる情報が得られた時点で対処方針を検討するが、一貫性のあるルールとなるよう適宜対処したい。

仮議題 9：CXS 234 への窒素換算係数の挿入に関するアプローチ

（経緯）

第 42 回 CCMAS において、窒素含有量からたんぱく質含量を求めるための窒素換算係数については、CXS 234 に記載するのか、個別の食品規格に記載するのか一貫した手法が必要であるとの指摘があった。これらについて検討するための討議文書をチリとブラジルが作成することに合意した。

第 43 回 CCMAS では、チリとブラジルが作成した討議文書に基づき、議論される予定である。

（対処方針）

第 42 回 CCMAS において、以前の CCMAS において、窒素換算係数は個別食品部会の責任で決定するものであり、CCMAS が決定すべきでないことに合意したことが確認された。すなわち、分析法の一部ではなく、品目の性質によって決まる、個別食品規格の一部分

との考え方である。

提出された討議文書においては、複数の品目に対する窒素換算係数が提案されている。これらの個別食品部会は現在休会中ではあるとはいえ、上記決定に反するものであり、CCMAS での窒素換算係数の設定には反対する立場で対処したい。

窒素換算係数をどこに記載するべきかについては一貫した方針が必要であることには賛成だが、それが CXS 234 でも個別食品規格でも問題ないとの立場で対処したい。

仮議題 10：Type I 分析法が承認されている場合の、品目と分析条項が同一の Type IV 分析法の承認及び CXS 234 への収載について（文書未達）

（経緯）

第 42 回 CCMAS において、正当な理由及び合理的な動機（motivating reason）がある場合に限り Type I 分析法と Type IV 分析法が共存することが受け入れられた。これに伴い情報提供文書（CXS 234 に収載される方法の提案、検討、承認に係る包括的ガイドライン）の変更が必要となった。そのため、EWG（議長国：ウルグアイ、共同議長国：ブラジル）を設置し、討議文書を作成することに合意した。

第 43 回 CCMAS では、EWG での検討結果に基づき、議論される予定である。

（対処方針）

さらなる情報が得られた時点で対処方針を検討するが、むやみに Type I 分析法と Type IV 分析法が共存すると混乱を生ずるおそれがあるため、一部の国や地域において、気候や経済などの問題により Type I 分析法の利用が困難な場合など正当な理由及び合理的な動機がある場合にのみ、Type IV 分析法を設定することができることとなるように対処したい。

コーデックス委員会 第43回分析・サンプリング法部会



第43回分析・サンプリング法部会 仮議題一覧

開催日：本会合 5月13日～5月18日（対面形式）

番号	仮議題名
1	議題の採択
2	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
3	コーデックス規格中の分析条項及びサンプリングプランの承認
4	分析・サンプリング法規格（CXS 234-1999）の点検・更新
4.1	穀類・豆類の分析法の点検・更新
4.2	魚及び魚加工品の分析法の点検・更新
4.3	フルーツジュースの分析法の点検・更新
5	情報提供文書：サンプリングの一般ガイドライン（CXG 50-2004） - サンプリングプランアプリケーションを伴うe-book
6	食品中の硝酸イオン及び亜硝酸イオンに関する分析法の性能規準
7	予防的アレルギー表示に関する分析法
8	CXS 234において、同一として用いられている分析法の原理や名前の形式や名称の調和
9	CXS 234への窒素換算係数の挿入に関するアプローチ
10	Type I分析法が承認されている場合の、品目と分析条項が同一のType IV分析法の承認及びCXS 234への収載について
11	分析法に関する国際機関間会合の報告
12	その他の事項及び今後の作業
13	次回会合の日程及び開催地
14	報告書の採択

コーデックス規格の分析法の承認 - 1

(仮議題3: 文書未達)

- ・ **食品汚染物質部会 (CCCF) 関係**
 - 油脂及びその関連製品、加工果実及び加工野菜、その他の製品 (Miscellaneous Products) 中の鉛について、性能規準を満たす分析法の例示
- ・ **食品衛生部会 (CCFH) 関係**
 - 照射食品の検出のための一般分析法の規格 (CXS 231-2001)

2

コーデックス規格の分析法の承認 - 2

(仮議題3: 文書未達)

- ・ **栄養・特殊用途食品部会 (CCNFSDU) 関係**
 - フォローアップフォーミュラの規格 (CXS 156-1987)
- ・ **その他提案**
 - 粉乳中の水分含量の分析法
 - 加工果実、加工野菜中の安息香酸、ソルビン酸塩、カルシウム及びスズの分析法の性能規準 等

(対処方針)

- ・ さらなる情報が得られた時点で対処方針を検討するが、適切な分析法が特定可能で明確かつ適切な記載によって CXS 234に収載されるよう⁴²に対処したい。

3

コーデックス規格の分析法の承認 - 3

(仮議題6: 文書未達)

食品中の硝酸イオン及び亜硝酸イオンに関する分析法の性能規準 議長国：米国

- 第42回CCMASにおいて、CCFAに返答するためにはさらなる検討が必要であることから、電子的作業部会（EWG）（議長国：米国）を設置し、提案されている分析法が性能規準を満たすか否か等について議論することに合意。

(対処方針)

- さらなる情報が得られた時点で対処方針を検討するが、適切な分析法が特定可能で明確かつ適切な記載によってCXS 234に収載されるように対処したい。

4

コーデックス規格の分析法の承認 - 4

(仮議題7: 文書未達)

予防的アレルギー表示に関連する分析法

議長国：米国、共同議長国：英国

- 第42回CCMASにおいて、CCFLに返答するためにはさらなる検討が必要であることから、EWG（議長国：米国、共同議長国：英国）を設置し、妥当性確認がなされた分析法の選択及び妥当性確認に関する方法を検討するための討議文書を作成することに合意。

(対処方針)

- さらなる情報が得られた時点で対処方針を検討するが、適切な分析法が特定可能で明確かつ適切な記載によってCXS 234に収載されるように対処したい。

5

Codexにおける分析法の分類 – 1

- コーデックス規格の分析条項 (provision) のための分析法
- 校正やルーチンの検査、規制 (regulatory purposes) に使える

Type I Defining Methods

- 分析法の定義自体により分析値を決定づける分析法
 - 1つの品目/分析対象について1分析法のみ承認が可能
- 例:水分の分析法 (常圧、○℃で、○時間加熱した減量)
特定の変換係数を用いて計算

Type II Reference Methods

- 紛争解決や校正のために使用が推奨される参照法
- Type III分析法から1つ選択。
- 1つの品目/分析対象について、1分析法のみ承認が可能⁶

Codexにおける分析法の分類 – 2

Type III Alternative Approved Methods

- コーデックスの要求に適合している分析法 (国際的なプロトコルに基づき複数試験室での妥当性確認がされている)
- 管理、検査、規制のための分析に用いられる分析法
- 複数の分析法を承認可能

Type IV Tentative Methods

- Type I~Type III分析法ではない分析法
- 従来使われていた分析法、最近開発された分析法
- コーデックスの分析法の性能規準に適合するかデータが不足している分析法 (複数試験室で妥当性確認がされていない)

分析・サンプリング法規格(CXS 234-1999)の点検・更新 - 1

CXS 234とは

食品名	条項 (分析対象)	分析法	分析原理	分析法のタイプ
<i>Commodity</i>	<i>Provision</i>	<i>Method</i>	<i>Principle</i>	<i>Type</i>
Degermed maize (corn) meal and maize (corn) grits	Moisture	ISO 712:1998 ICC Method No 110/1 (1986)	Gravimetry	I
Degermed maize (corn) meal and maize (corn) grits	Particle size (granularity)	AOAC 965.22	Sieving	I
Degermed maize (corn) meal and maize (corn) grits	Protein	ICC Method No 105/1 (1986)	Titrimetry, Kjeldahl digestion	I

経緯

- CXS 234に収載されている分析法については、承認されたときから時間が経っており、新しい分析法が利用可能／古い分析法が廃止などになった際にこれらが完全には反映できていないため、点検・更新を行うことを目的に作業が開始。

作業中のパッケージ(仮議題4:一部文書未達)

- 油脂の分析法、加工果実・加工野菜の分析法 (完了)
- 穀類・豆類の分析法 (継続)
- 魚及び魚加工品の分析法、フルーツジュース (新規)

8

分析・サンプリング法規格(CXS 234-1999)の点検・更新 - 2

(仮議題4:一部文書未達)

(対処方針)

- 貝毒の分析クライテリアにおいて、手続きマニュアルに記載された回収率の範囲が異なる値に修正されている項目について変更の理由を確認し、必要があれば対処したい。
- メチル水銀の分析法AOAC 988.11について、特段の説明なく「？」が付記されている理由を確認し、必要があれば対処したい。
- 文書未達の議題については、さらなる情報が得られた時点で対処方針を検討するが、いずれについても、手続きマニュアル及び情報提供文書に従い、適切な分析法が特定可能で明確かつ適切な記載によってCXS 234に収載されるように対処したい。

9

CXG 50とは

- サンプルングの考え方とその理論を、統計学を基本として記述した一般ガイドライン。

経緯 議長国：ニュージーランド、共同議長国：ドイツ

- 第34回魚類・水産製品部会（CCFFP）から、CXG 50は難し過ぎるので分かりやすくして欲しいとの意見が提出され、よりユーザーフレンドリーなガイドラインにすることを目指してCXG 50改定の議論が開始。CXG 50の改定案は第46回総会において、ステップ8で最終採択。
- 本情報提供文書は、新たなCXG 50の理解促進及び同時に開発されたサンプルングプランアプリケーションの実用に向けた情報提供を目的に開発が進められているもの。
- EWGを再設置し、サンプルングプランアプリケーションを含むe-bookという名前の情報提供文書の作成に取り組むことに合意。

(仮議題5: 文書未達)

(対処方針)

以下の点に留意し、適宜対処したい。

- 本文書の目的である「CXG 50で言及されているサンプルングプランに関する追加の情報を提供すること。」が達成されるものとなるよう、CXG 50で取扱われていない内容等が含まれないようにする。
- 既存の規格やガイドラインにより定義された専門用語が一貫して使用されることを担保する。

新たな議題 - 1

(仮議題8: 文書未達)

CXS 234において、同一として用いられている分析法の原理や名前の形式や名称の調和

作業国：ブラジル

- CXS 234に収載されている分析法に関する原理や条項について、同一のものを指している場合でも別の用語が使用されている場合があることが指摘された（例えば、Titrimetry (kjeldahl) vs kjeldahl）。
- これらについて整合をとることを目的に作業が開始。

(対処方針)

- さらなる情報が得られた時点で対処方針を検討するが、一貫性のあるルールとなるよう適宜対処したい。 12

新たな議題 - 2

(仮議題9)

CXS 234への窒素換算係数の挿入に関するアプローチ

作業国：チリ、ブラジル

- 窒素含有量からたんぱく質含量を求めるための窒素換算係数については、どこにどのように記載するのかについてのルールが必要であるとの指摘がなされた。
- なお、CCMASの以前の会合では、窒素換算係数は個別食品部会において検討すべきものであり、CCMASが決定するものではないことに合意している。

新たな議題 - 3

(仮議題9)

(対処方針)

- 討議文書において、複数の品目に対する窒素換算係数が提案されている。
- 関連する個別食品部会は現在休会中であるが、過去のCCMASの合意に反するものであり、CCMASでの窒素換算係数の設定には反対する立場で対処したい。
- 窒素換算係数をどこに記載するべきかについては一貫した方針が必要であることには賛成だが、それがCXS 234でも個別食品規格でも問題ないとの立場で対処したい。

14

新たな議題 - 3

(仮議題10: 文書未達)

Type I分析法が承認されている場合の、品目と分析条項が同一のType IV分析法の承認及びCXS 234への収載について

議長国：ウルグアイ、共同議長国：ブラジル

- CCMAS42において正当な理由及び合理的な動機がある場合に限りType I分析法とType IV分析法が共存し得ることに合意した。
- これに伴い、情報提供文書（CXS 234に収載される方法の提案、検討、承認に係る包括的ガイドライン）の変更が必要となった。

(対処方針)

- さらなる情報が得られた時点で対処方針を検討するが、一部の国や地域において、気候や経済などの問題によりType I分析法の利用が困難な場合など正当な理由及び合理的な動機がある場合にのみ、Type IV分析法を設定することができることとなるように対処したい。

FAO/WHO 合同食品規格計画
第 7 回スパイス・料理用ハーブ部会 (CCSCH)

日 時：2024 年 1 月 29 日（月）～2 月 2 日（金）

場 所：コーチ（インド）

議題

1	議題の採択
2	コーデックス委員会及びその他の部会からの付託事項
3	乾燥果実
3.1	カルダモンの規格案(ステップ 7)
3.2	果実に分類されるスパイスの規格案 パート A：オールスパイス、ジュニパーベリー、スターアニスの要件 (ステップ 7)
3.3	果実に分類されるスパイスの規格原案 パート B：バニラの要件(ステップ 4)
4	乾燥根・根茎・球根
4.1	ターメリックの規格原案(ステップ 4)
5	新規作業提案及びスパイス・料理用ハーブ規格のレイアウト
5.1	新規作業提案
5.2	スパイス・料理用ハーブ規格のレイアウト
6	その他の事項
7	次回会合の日程及び開催地
8	報告書の採択

FAO/WHO 合同食品規格計画
第7回スパイス・料理用ハーブ部会 (CCSCH) 報告書

1. 日 時 (本会合) 2024 年 1 月 29 日 (月) ~31 日 (水)
(報告書の採択) 2024 年 2 月 2 日 (金)
2. 場 所 コーチ (インド)
3. 参加 (登録) 国及び国際機関 30 加盟国、1 加盟機関 (EU)、1 オブザーバー機関
4. 出席者
農林水産省大臣官房新事業・食品産業部食品製造課 課長補佐 清水 友和 (団長)
(テクニカルアドバイザー)
全日本スパイス協会 技術委員会アドバイザー 三浦 兼仁

5. 結果概要

議題 1. 議題の採択

部会は仮議題を今回の会合の議題として採択することに合意した。

下記の提案については、議題 5.1 (新規作業提案) に追加された。

- ・ ラージカルダモンに関する新規作業提案：ネパールとブータンからの共同提案
- ・ シナモンに関する新規作業提案：ブラジルからの提案

また、下記の議題については、会期中作業部会 (IWG) を開催することに合意した。

- ・ 議題 3.3 (果実に分類されるスパイスの規格原案 パート B：バニラ)：議長国は米国、共同議長国はマダガスカル、メキシコ及びインド
- ・ 議題 4.1 (ターメリックの規格原案)：議長国はイラン、共同議長国はインド
- ・ 議題 5.1 (新規作業提案)：議長国はインド
- ・ 議題 5.2 (スパイス・料理用ハーブ規格のレイアウト)：議長国は米国

議題 2. コーデックス委員会及びその他の部会からの付託事項

(経 緯)

総会及び他の部会で議論された CCSCH に関連する以下の事項について、情報提供と検討が行われた。

- (1) 第 47 回食品表示部会 (CCFL) (2023 年 5 月) は、サフランの規格案について、原産国 (8.3.1) と収穫国 (8.3.2) の規定を除き、承認した。その上で、原産国 (8.3.1) と収穫国 (8.3.2) の規定の再考、原産国と収穫国の区別の明確化と収穫国の規定を義務とすべき理由、収穫国の表示が偽装防止にどれだけ寄与するのか根拠を示すことを、CCSCH に対して求めることとなった。
- (2) 第 42 回分析・サンプリング法部会 (CCMAS) (2023 年 6 月) は、CCSCH から承認を諮

られた各規格（ショウガ、クローブ、バジル、トウガラシとパプリカ、サフラン、果実に分類されるスパイス（パートA: オールスパイス、ジュニパーベリー、スターアニス）及びカルダモン）の各種分析法に関し、不明な点、情報が不足している点が多々あったため、承認には至らず、CCSCHへ質問を送り、その回答を踏まえて第43回CCMASで議論することとなった。

（結 果）

- ・ CCFLとCCMASからの質問に対する回答を準備するため、非公式協議が開催された。本会合では、非公式協議の結果作成された回答案（議場配布資料（CRD26、CRD27））について検討された。
- － CCFLへの回答案について、包装食品の表示に関する一般規格（CXS 1-1985）（GSLPF）に規定されている原産国の定義は一般的に広範であり、全ての食品に適用可能であることを確認した。さらに、コーデックスには収穫国に関する定義はないが、CCSCHが作成したスパイス・料理用ハーブ規格の用語集における収穫の定義に基けば、収穫国と原産国は異なるものであり、サフランの品質特性は栽培された国によって様々であることから、表示条項は消費者に明確で信頼できる情報を提供すべきであることを根拠として、CCFLに収穫国に関する表示条項の承認を求めることに合意した（報告書の付属書ⅡパートAをCCFLに送付）。
- － CCMASへの回答案についても合意した（報告書の付属書ⅡパートBをCCMASに送付）。
- ・ 部会はスパイス・料理用ハーブ規格の用語集を情報文書としてコーデックスのウェブサイトで公開することに合意した。

議題3.1. カルダモンの規格案(ステップ7)

（経 緯）

第5回会合（2021年）において、インド及びイランから、カルダモンの規格策定について提案があり、議論の結果、新規作業開始に合意した（第44回総会（2021年11月）で承認）。

第6回会合（2022年）では、議論の結果、規格原案を第45回総会（2022年11月）に提出し、予備採択（ステップ5）を諮ること（同総会において予備採択）、表示条項、分析・サンプリング条項はそれぞれCCFL、CCMASに承認を求めること、インドを議長、グアテマラを共同議長とする電子的作業部会（EWG）を設置し、合意していない箇所を中心に引き続き検討を行うことに合意した。

EWGにおいては、日本では、莢ごと粉末にする製法が主流であることから、「莢付きのまま粉末にした製品」を規格に含める案を支持し、また、異物については「莢をむいた製品」の場合、莢から取り出す処理を行うことから、「莢付きのまま粉末にした製品」よりも値を低減できる余地はあると考えるので、案よりも低値を検討することを提案した。

今回の会合では、EWGでの検討結果等を踏まえて議論された。また、表示条項は第47回CCFLにおいて承認されたが、分析・サンプリング条項は第42回CCMASにおいて承認されなかったため、今回の会合において再検討された。

(結 果)

主な議論の内容は以下のとおり。

- ・ 名称：スパイス・料理用ハーブのグループ化の概念によれば、カルダモンは乾燥果実のグループ規格に分類されること、作業範囲には乾燥または脱水させた植物製品の両方が含まれることを踏まえ、規格の名称は「乾燥または脱水させた果実の形態のスパイスに関する規格案-カルダモン」に修正し、適用範囲も現行の SCH 規格のテンプレートに合わせることになった。
- ・ 形状 (2.2)：日本から、「莢が開くと利用部分である種がこぼれて品質が安定しないこと」、「日本では莢付きのまま粉末にするのが一般的であること」を主張した。乾燥または脱水させたカルダモンが取引される際の様々な形状についての議論に多くの時間を要し、莢が開いていても種子がこぼれない程度であることが明記され、莢付きのまま粉末にしたものも規格に含めることで合意された。
- ・ また、一般的に製品は以下の5種類のいずれかに分類されること、さらに、各形状に関する説明を規格に含めることに合意した。
 - a. 未開封の莢：種子を失っていない無傷の莢
 - b. 種子がこぼれ出ない程度に開きのある莢：縫合部の長さの 1/3 を超えない開口部を有し、種子を含む莢
 - c. 種子：蒴果の開口後に得られるもの
 - d. 粉末状種子：カルダモンの種子を粉砕して得られる粉末
 - e. 莢付きのまま粉末にしたもの：種子を含む莢を粉砕して得られる粉末
- ・ 化学的特性 (付属書 I の表 1)：「ホール」の形状には、「種子がこぼれ出ない程度に開きのある莢」も含める旨注釈を追記すること、「乾燥ベースの揮発性油分 ml/100g (最小)」については、種子がこぼれ出ない程度に開きのある莢 (2.5 ml/100 g (最小)) と未開封の莢 (3.5 ml/100g (最小)) では値が異なること、粉末状種子については、提案されている蒸気処理種子の項目は表に含めないこと及び値について合意した。
- ・ 物理的特性 (付属書 I の表 2)：「ホール」は、「種子がこぼれ出ない程度に開きのある莢」と「未開封の莢」とに形状を区分し、「空の莢の個数/100 カプセル(最大)」以外のパラメーターには、同じ値を採用することに合意した。また、新しいパラメーターとして「その他の要因」を設け、これらの形状の製品に発生する可能性のある欠陥の許容公差を規定した。「空・奇形カプセル」、「未熟・萎れたカプセル」、「軽い種子」を明確にするための説明が、表 2 の脚注に追記された。
- ・ 分析法：第 42 回 CCMAS からの 2 つの質問に以下のとおり回答することに合意した。
 - 質問 1：「ISO 927 (タイプ I)」は、ホールスパイス中の虫の死骸全体に適用されるが、「AOAC 975.49 (タイプ I)」は「香辛料及び調味料中の軽い汚物」であり、乾燥または脱水させたカルダモンの昆虫片に適用される。これら 2 つの形態と 2 つの規定を分析するには、これら両方の分析法が必要。ISO 927 と AOAC 975.49 は、異なる形状の香辛料 (全体及び粉砕) を試験するための補完的な方法であり、両方が

タイプ I である (タイプ IV は削除された)。

- 質問 2 : 「汚物」と「軽い汚物」の規定中のスクエアブラケット付きコメントは削除された。

(結 論)

部会は規格案を第 47 回総会に提出し、最終採択 (ステップ 8) を諮ることに合意した。

また、修正された分析法の条項とその回答を CCMAS に再提出し、承認を求めることに合意した。

議題 3. 2. 果実に分類されるスパイスの規格案

パート A : オールスパイス、ジュニパーベリー、スターアニスの要件(ステップ 7)

(経 緯)

第 5 回会合において、米国から植物の部位により果実に分類されるスパイスのグループ (オールスパイス、ジュニパーベリー、スターアニス、バニラ) の規格策定について提案があり、議論の結果、新規作業開始に合意した (第 44 回総会で承認)。

第 6 回会合において、バニラを除く、オールスパイス、ジュニパーベリー、スターアニスを第 45 回総会で予備採択 (ステップ 5) に諮ること、表示条項、分析・サンプリング条項はそれぞれ CCFL、CCMAS に承認を求めることに合意した。また、米国を議長、マダガスカル、メキシコ及びインドを共同議長とする EWG を設置し、引き続き検討を行うことに合意した。

規格原案は、第 45 回総会で予備採択された。表示条項は第 47 回 CCFL において承認されたが、分析・サンプリング条項は第 42 回 CCMAS において承認されなかったため、今回の会合において再検討された。

EWG において、製品の定義 (2.1) を微修正する意見が出されたが、原文がグループ規格のレイアウトと整合していることから、原文のままとされた。また、構成 (3.1) 部分に「上記は付属書 I に規定された要件に適合するものとする」との文章を追加するよう意見が出されたが、原文が以前に採択された規格と整合していることから、原文のままとされた。表示条項の「商業上の分類 (8.4)」とされていた条項は、分類を識別に置き換えるよう意見が出され、「商業上の識別 (8.4)」に変更された。さらに、化学的特性 (付属書 I の表 1)、物理的特性 (付属書 I の表 2) のスクエアブラケット内の未解決条項について大部分は受け入れられたが、まだ議論と裁定が必要な数値がいくつかあるため、引き続き検討されることとなった。

今回の会合では、EWG での検討結果等を踏まえて議論された。

(結 果)

主な議論の内容は以下のとおり。

- 製品の定義 (2.1) (表 1) : スターアニスの別の商品名として「Badian」を含めることに合意した。
- 大きさ (任意) (2.3) : オールスパイス、ジュニパーベリー、スターアニスの大きさを確定するために使用された測定の種類 (直径、重量等) について、パッケージに表示す

る要件を削除する提案があったが、消費者に正確な情報を提供するため、この規定はそのまま残すことになった。

- ・ 構成 (3.1) : 規格の明確性を確保する目的で編集上の修正が加えられた。
- ・ 商業上の識別 (8.4) : 他の SCH 規格との整合性を確保するとともに、GSLPF の必須要件に準拠するため、「正味重量 (任意)」を削除することに合意した。
- ・ 化学的特性 (付属書 I の表 1) :
 - オールスパイス : 全てのパラメーターの値に合意した。水分量の最大値は、ISO 規格で設定されている値と参加国の異なる要求事項を考慮して、12%に合意した。形状の「粉碎物/粉末」に対する不揮発性エーテル抽出物 (%w/w) の要件案は、不明確なため削除された。
 - ジュニパーベリー : すべての形状について、揮発性油分の値を 0.5 ml/100g (最小) とすることに合意した。
- ・ 物理的特性 (付属書 I の表 2) :
 - オールスパイス : 外来物 (%w/w (最大)) 及び異物 (%w/w (最大)) の値をそれぞれ 0.5%w/w とし、0.5%w/w の合算値を削除、「その他の要件」のうち、ホールにおける黒果実、白果実、割果実、茎付き果実とサイズ外の要件、粉碎物/粉末における粗繊維の要件は削除された。参加国から、ホールにおける「その他の排泄物」及び「哺乳類の排泄物」の個々の最大値 11 mg/kg は、一般的な衛生上の観点から許容されず、関連する ISO 規格や CCSC のその他の規格とも整合していないとの指摘があり、日本の主張に沿うものであったことから支持したが、他の参加国から、規格はそれぞれの製品の物理的特性を踏まえて検討されるべきであり、一般的な形式にはあてはまらないとの意見があった。また、EWG 議長から、提案された値は加盟国から提出されたデータに基づくものであり、より適切な値を設定するために事前にデータを準備するようとのコメントがあった。この結果、オールスパイス (ホール) について、「その他の排泄物」と「哺乳類の排泄物」それぞれについて、提案されている最大値 11 mg/kg を変更しないことに合意した。
 - ジュニパーベリー : 形状ごとに異なる値を採用し、「その他の要件」のうち、ホールにおけるサイズ外の要件は削除された。
 - スターアニス : 形状ごとに異なる値を採用し、ホールにおける「100 g あたりの最大果実数」の要件を削除した。
 - 表 2 のいくつかの値を明確にするため、脚注に「ホールのうち割れたもの」及び「茎を除いたもの」を追記することに合意した。
- ・ 分析法 : 修正された分析法を確認・合意した (カルダモンの質問・回答と同じ)。

(結 論)

部会は規格案を第 47 回総会に提出し、最終採択 (ステップ 8) を諮ることに合意した。

また、修正した分析法の条項とその回答を CCMAS に再提出し、承認を求めることに合意した。

議題3. 3. 果実に分類されるスパイスの規格原案

パートB：バニラの要件(ステップ4)

(経 緯)

第6回会合において、規格原案をステップ2/3に差し戻し、米国を議長、マダガスカル、メキシコ及びインドを共同議長とするEWGを設置し、再検討することに合意した。

EWGにおいては、形状(2.2)に記載されている「スプリット-バニラ」とは何かを明確にする必要があるとの意見が出されたほか、化学的特性(付属書Iの表1)に関しては、パラメーターの名称や数値等の異なる4つのオプションが提出され、さらに形状別にリスト化した表であるオプション1については、水分量とバニリン含有量は、範囲ではなく単一の最大値が許容されるか、許容されない場合は水分量の見出しから最大を削除すべきといった意見が出された。

EWGは、どのオプションを採用するかは合意しなかったが、水分量やバニリン含有量については、品種によって大きな開きがあることから、部会に対し、品種別ではなく、形状別に単一で規定するオプション1を推奨し、段階的に検討することが必要と提案した。

表示(8.3原産国及び収穫国)の収穫国を義務表示とすべきかどうかについては、参加国のポジションに変化はなく、解決に至らなかった。EWGから提出されている作業文書では、サフランの規格における原産国及び収穫国表示に関する第45回CCFL(2019年)及び第47回CCFLの返答(仮議題2参照)を取り上げ、現在、収穫国を決定する効率的な方法はなく、また、義務表示を支持する参加国からもこのような方法が提案されていないことから、部会はこの問題に関する第45回CCFLの決定「GSLPFにおいて原産国の定義はあるが収穫国の定義は定められていないため、収穫国を任意表示とする第5回会合での部会の決定が正当化される」に従うのがよいのではないかと整理されている。

今回の会合では、EWGとIWGでの検討結果等を踏まえて議論された。

(結 果)

主な議論の内容は以下のとおり。

- ・ 製品定義(2.1)、形状(2.2):「品種」という用語を「種」に変更することに合意した。また、「バニラ-キャビア」(棒状の莢から取り出した粒々状のものがキャビアと見た目が似ているため、そう呼ばれている)という用語の規格案への記載について、参加国からは、キャビアは一般的に魚製品と関連付けられており、チョウザメのキャビアに関する規格(CXS 291-210)で定義されているが、バニラ-キャビアの定義はない、バニラ-キャビアという用語は、「バニラ-シュプリーム」に置き換えることができるが、バニラ-シュプリームという用語は一般的に使われている用語ではない、バニラ-キャビアは貿易で確立された製品であり、世界中で広く認識・使用されている、バニラ-キャビアという用語は、形状の命名法を見直した後でさらに検討可能、といった様々な意見が出された。部会は、「バニラ-キャビア」をスクエアブラケットで囲み、今後さらに検討することに合意した。

- ・ 製品名 (8.2) : 商品名、種、栽培品種を義務表示とすべきとの提案が出されたことから、8.2.3 項の “may” を “shall” にスクエアブラケット付きで置き換え、今後さらに検討することに合意した。
- ・ サンプルングプラン (9.2) : 部会は、CCMAS の勧告に沿って、本節の文章を他の規格で一般的に使用されている文章「開発予定 (開発中)」に置き換えることで合意した。
- ・ 化学的特性 (付属書 I の表 1) : 当初 4 つのオプションが提案されていたが、EWG 議長・共同議長との協議及び IWG での議論を経て、選択肢は、「オプション 1-バニラグループ全体の形状ごと」と「オプション 2-バニラ種ごと」の 2 つに絞られた。

一部の参加国からは、現行の貿易慣行を反映しており、また、現行の SCH 規格に合致するとして、オプション 1 を支持すると意見が出された。他の多くの参加国からは、オプション 2 の方がより正確であり、バニラの異なる種に関連する特定の要求事項及び化学的特性に基づく既存の種間の差異と整合しているとして、オプション 2 を支持する意見が出され、日本の主張に沿ったものであったことから、これを支持した。また、オプション 1 を支持する国から、規格案の文章を再調整し、両方のオプションを維持する可能性を探ることにより、オプションの選択に柔軟性を持たせることが可能との意見も出された。さらに別の参加国からは、オプション 1 はバニラ輸入国にとって有用であるとの意見が出された。

部会はオプション 2 に対する全般的な支持に留意しつつ、オプション 1 をスクエアブラケットに入れ、更なる検討を行うこと、オプション 2 での作業を継続することに合意した。

- ・ オプション 2 の種ごとの化学的特性 : 「バニラ プラニフォリア」について、規格案では製品の等級付けが規定されていないため、形状の「ホール」のエクストラ、I、II、III という分類/等級はスクエアブラケットで括られた。「バニリン含有量」のパラメータにおける「乾燥基準」への言及は、関連する ISO 法 (ISO 5565-2) に合わせて、削除された。バニラ - キャビアの水分量は全てのバニラ種で 10~35%w/w の範囲とした。この値は、バニラ - キャビアという用語の議論に合わせてスクエアブラケットで括られた。
- ・ 物理的特性 (付属書 I の表 2) : 「縮んだ未熟な破損%w/w (最大)」は定義がないため削除、「サイズ公差」(その他の要因) という項目に関する規定がなく、大きさは任意であるため削除、「色の許容差」(その他の要因) は、これらの値への言及がなかったため、スクエアブラケットで囲み、形状の「分割」とその関連値を含め、スクエアブラケットで括った。「破碎」は、バニラに関連付けられておらず、2.2 項にも含まれていないため削除することで合意した。
- ・ 分析法 : バニリン含有量の測定に関して、試験は湿式で実施され、ISO 法 (ISO 5565-2) では、使用する機器に応じて、原理を示す文章は「抽出後 HPLC (高速液体クロマトグラフ)」または「抽出後 UV 分光光度法」のいずれかにすべきことを確認した。

(結 論)

部会は規格原案を第 47 回総会に提出し、予備採択（ステップ 5）を諮ることに合意した。また、ステップ 6 で提出されるコメントと今回の会合での議論を考慮しながら、未解決の項目・値を検討するため、米国を議長とし、マダガスカル、メキシコ、インドを共同議長とする EWG を設置することに合意した。

なお、この議題の複雑さを考慮し、未解決の問題に関する広範な情報交換を促進するため、次回会合の前にバーチャルワーキンググループ（VWG）会議を開催する可能性が示唆された。

議題 4. 乾燥根・根茎・球根

議題 4. 1. ターメリックの規格原案(ステップ 4)

(経緯)

第 5 回会合において、インドから、ターメリックの規格策定について提案があり、議論の結果、新規作業開始に合意した（第 44 回総会で承認）。

第 6 回会合においては、規格原案をステップ 2/3 に差し戻し、イランを議長、インドを共同議長とする EWG を設置し、再検討することに合意した。

EWG においては、日本から、表 3（物理的特性）について、「虫の混入」のゼロを支持すること、新たに追加された「その他の排泄物」の値を“2 mg/kg（最大）”とする案については、「哺乳類の排泄物」との合計で値を“2 mg/kg（最大）”とすること、さらに、「目視可能なカビ」と「虫害」、「虫の混入」が統合されたが、明らかに異なる欠陥であることから、これらを分離する必要があることを提案した。

今回の会合では、EWG と IWG での検討結果等を踏まえて議論された。

(結果)

主な議論の内容は以下のとおり。

- ・ 形状 (2.2) : ターメリックの根茎については、一次根茎と二次根茎の両方からなり、二次根茎は“フィンガー”と呼ばれることから、形状の「ホール」の説明は、「扁平な円形の形状のまま両端を切断することができる、ホールまたは様々な大きさのフィンガー」に修正された。
- ・ 製品名 (8.2) : EU 及び EU 加盟国 (EUMS) から、前回の会合での決定を踏まえ、商品名、品種または栽培品種の義務表示が提案された。理由として、ターメリックが誤解を招くような名称（例：黄色いサフラン）で表示されるのを防止するため、また、商品名、品種または栽培品種を表示しない製品は、市場に出回った後で商品名と一般名が異なる可能性があり、誤解を招く恐れがあるためとの説明があった。

商品名、品種または栽培品種の義務表示に関し、他のメンバーから、他の SCH 規格と矛盾し、前例となる可能性があるため、CCFL でのさらなる議論が必要、規格案における商品名と一般名は同一であり義務表示は不要、規格案では言及されていない品種と栽培品種の義務表示の導入は混乱を招く恐れがあること、SCH 規格のレイアウトは状況に応じて柔軟に変更できるようになっているが、この場合、商品名と一般名は同一であり、義務表示は不要、GSLPF は、誤解を招く可能性のある商品名に関する懸念に適切に対処

している等の意見が示された。

議論の結果、8.2.3項の“may”の文言を維持し、商品名、品種または栽培品種は任意表示とすることに合意した。EUMSはこの規定に留保を表明した。

- 化学的特性（付属書 I の表 1）：「粉末／粉砕物」の形状の水分量は 10%w/w（最大）、「ホール」、「ピース：様々な切ったもの、賽の目切り、薄切りなど」の各形状の乾燥ベースの総灰分を 8%w/w（最大）、「粉末／粉砕物」の場合は 10%、酸不溶性灰分は乾燥ベースで 1.5%w/w（最大）及びクルクミノイド含有量（着色力）は、各形状について乾燥ベースで 2%w/w（最小）とすることに同意した。
- 物理的特性（付属書 I の表 2）：日本から、衛生上、カビと虫は異なる異物であり、欠陥が拡大する可能性も異なることから、「目視可能なカビ」と「虫の混入」を分離することを提案した。これまでの「目視可能なカビ/虫害/虫の混入」という規定は「目視可能なカビ」と「虫の混入」に分離した規定に変更された。なお、小石、枝等の異物やネズミ等の排泄物、カビ、虫の混入はいずれも最小限に抑えること、特に、カビは健康に影響を与える可能性があることから、混入ゼロを主張したが、他のスパイスと同様に混入を許容することで合意された。形状「ホール」については、「欠陥のある根茎 5%w/w（最大）」の要件を追加し、「様々な切ったもの、賽の目切り、薄切りなど」、「粉末／粉砕物」からなるピースについては N/A とする。

また、「ホール」、「ピース：様々な切ったもの、賽の目切り、薄切りなど」の形状の虫の混入は、1%w/w(最大)、目視可能なカビは 3%w/w（最大）、外来物に関する値は 0.5%w/w（最大）とし、「粉末／粉砕物」の外来物に関する値については N/A とする。「ホール」、「ピース：様々な切ったもの、賽の目切り、薄切りなど」の形状の異物混入率を 0.5% w/w(最大)とする。

さらに、American Spice Trade Association (ASTA)規格に基づき、「ホール」、「ピース：様々な切ったもの、賽の目切り、薄切りなど」の形状については、虫の死骸の値を 4(カウント)/100g(最大)(CXS 343-2021 による)から 3に引き下げることで、CXS 343-2021 に合わせるため、「ホール」、「ピース：様々な切ったもの、賽の目切り、薄切りなど」の形状について、哺乳類の排泄物及びその他の排泄物の値を 6.6 mg/kg（最大）とすることに合意した。ただし、ASTA 規格に従って値を 11 mg/kg とすべきであり、ほぼ半減することは貿易障壁となる可能性があるとの参加国の見解に留意した。

- 分析法：欠陥のある根茎の判定には有効な方法がなく、目視によって判定されることが確認された。また、哺乳類またはその他の排泄物の測定方法のハイパーリンクを挿入すること、クルクミノイド含有量（着色力）を測定する ISO 5566 の補完的方法として ISO 2825 を含めることに合意した。

（結 論）

部会は規格案を第 47 回総会に提出し、最終採択（ステップ 5/8）を諮ることに合意した。

また、食品添加物、食品表示及び分析法に関する条項を CCFA、CCFL 及び CCMAS に提出し、承認を求めることに合意した。

議題5. 新規作業提案及びスパイス・料理用ハーブ規格のレイアウト

議題5.1. 新規作業提案

(経緯)

米国から乾燥根・根茎・球根（ガランガル、大ガランガル、小ガランガル、西洋ワサビ根、タマネギ、エシャロット）のグループ規格策定作業、新規作業提案に関する照会（CL 2023/01-SCH）に対してエジプトからマジョラムの規格策定作業及びインドから乾燥種子（コリアンダー）の規格策定作業、今回の会合の議題1. 議題の採択の際に、ブラジルからシナモンの規格策定作業及びブータンとネパールから共同でラージカルダモンの規格策定作業（コーデックス信託基金のブータン・インド・ネパールのグループプロジェクトによる）が提案された。

(結果)

- ・ 米国からの新規作業提案以外の4つの新規作業提案について、IWGで議論され、多くのメンバーから支持された。部会では、IWGにおいて一部修正されたプロジェクトドキュメントに合意した。
- ・ 米国からの新規作業提案については、特に貿易データの提供について更なる作業が必要であると指摘されたことから、米国は、この新規作業提案を次回会合（第8回CCSCH）に再提出することに合意した。
- ・ スパイス・料理用ハーブの分野での新規作業提案を検討するために十分に詳細な貿易データを入手することが困難であることから、部会は、次回会合でこの問題をさらに議論することに合意した。米国が、このトピック（SCH 貿易データの入手可能性）に関する討議文書を作成することになった。

(結論)

部会は、マジョラム、コリアンダー、ラージカルダモン及びシナモンの4つの新規作業提案を第47回総会に提出し、承認を求めることに合意した。

また、それぞれの新規作業提案を総会が承認することを条件に、以下4つのEWGを設置し、ステップ3でのコメントと次回会合での検討のために規格原案を作成・回付することに合意した。

- ・ マジョラムのEWG（議長国：エジプト）
- ・ 乾燥種子-コリアンダーのEWG（議長国：インド、共同議長国：イラン）
- ・ ラージカルダモンのEWG（議長国：ブータン、共同議長国：ネパール及びインド）
- ・ シナモンのEWG（議長国：ブラジル、共同議長国：インドネシア、イラン及びメキシコ）

議題5.2. スパイス・料理用ハーブ規格のレイアウト

(経緯)

第5回会合において、SCH規格のレイアウトについて有志による作業グループにおいて作業することに合意した。

第6回会合において、議長からは、このテンプレートは統一されたレイアウトを持つ SCH 規格を開発するための基礎となるものであり、CCSCH が技術のニーズに合致し続けることを確実にするために、今後、定期的に更新する必要があると発言があった。また、議論された規格原案及び規格案における表の番号付けをテンプレートに整合させること、最新の SCH テンプレートを慎重に検討し、懸念事項があれば、第7回会合での検討のために提出することに合意した。

(結 果)

IWG 議長国の米国から、時間的制約のため、IWG を開催することができなかったが、提出されたコメントを分析した結果、様々な項目（例えば、2.1.1、3.2.2、3.2.4、4、8.1.1 項）に個々の SCH 名を含めること、化学的特性（付属書 I の表 1）に含まれるパラメーターを調整すること、物理的特性（付属書 I の表 2）の値を横書きまたは縦書きにすることが可能であることが確認された旨説明があった。また、テンプレートはガイダンス文書としての役割を果たし、個々の SCH 規格の固有の性質に基づいて修正が可能であることが強調された。

議長から、SCH 規格の開発において EWG を使用することが奨励されるとともに、テンプレートは必要に応じて更新される文書であることが強調された。

(結 論)

部会は、SCH 規格のテンプレートに関する全ての議論へのメンバー国及びオブザーバーの積極的な参加を促し、適時、コメントを提出するように求めた。

また、米国が作成した更新版のテンプレートを CRD (CRD32) として発行し、その検討を次回会合に延期することに合意した。

議題 6. その他の事項

本議題では討議すべき事項はなかった。

議題 7. 次回会合の日程及び開催地

議長より、現時点では 18 か月後に第 8 回会合の開催を予定していることが連絡された。

議題 8. 報告書の採択

報告書案をパラグラフ毎に確認し、必要な修正を行い、採択された。

スパイス・料理用ハーブ部会（CCSCH）の作業と今後のアクション

事項	ステップ	今後のアクション
サフランの規格案（原産国及び収穫国に関する表示規定、分析方法）	—	食品表示部会（CCFL） 分析・サンプリング法部会（CCMAS）
ショウガ、クローブ、バジル及びトウガラシとパプリカの規格案（分析方法）	—	CCMAS
カルダモンの規格案	8	第 86 回執行委員会 第 47 回総会 CCFL CCMAS
果実に分類されるスパイスの規格案 パート A：オールスパイス、ジュニパーベリー、スターアニス	8	第 86 回執行委員会 第 47 回総会 CCFL CCMAS
果実に分類されるスパイスの規格原案 パート B：バニラ	5	第 86 回執行委員会 第 47 回総会 CCFL CCMAS EWG（ステップ 6/7） （議長国：米国、共同議長国：マダガスカル、メキシコ、インド）
ターメリックの規格原案	5/8	第 86 回執行委員会 第 47 回総会 食品添加物部会（CCFA） CCFL CCMAS
新規作業提案：ガランガル、大ガランガル、小ガランガル、西洋ワサビ根、タマネギ、エンチャロット	—	米国 第 8 回 CCSCH
新規作業提案：マジョラムの規格原案	2/3	第 47 回総会 第 8 回 CCSCH EWG（議長国：エジプト）
新規作業提案：コリアンダーの規格原案	2/3	第 47 回総会 第 8 回 CCSCH EWG（議長国：インド、共同議長国：イラン）
新規作業提案：ラージカルダモンの規格原案	2/3	第 47 回総会 第 8 回 CCSCH EWG（議長国：ブータン、共同議長国：ネパール、インド）
新規作業提案：シナモンの規格原案	2/3	第 47 回総会 第 8 回 CCSCH EWG（議長国：ブラジル、共同議長国：インドネシア、イラン、メキシコ）
スパイス・料理用ハーブ規格のレイアウト	—	第 8 回 CCSCH CCFL CCMAS
スパイス・料理用ハーブの貿易データの入手可能性に関する討議文書	—	米国 第 8 回 CCSCH

FAO/WHO 合同食品規格計画
第28回油脂部会 (CCFO)

日 時：2024年2月19日（月）～2月23日（金）

場 所：クアラルンプール（マレーシア）

議題

1	議題の採択
2	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
3	第90回及び第91回FAO/WHO合同食品添加物専門家会議(JECFA)報告書の提言の検討
4. 1	名前の付いた植物油規格(CXS 210-1999)の改訂原案： アボカド油の追加(ステップ7)
4. 2	名前の付いた植物油規格(CXS 210-1999)の改訂原案： ツバキ種子油の追加(ステップ4)
4. 3	名前の付いた植物油規格(CXS 210-1999)の改訂原案： サチャインチオイルの追加(ステップ4)
4. 4	名前の付いた植物油規格(CXS 210-1999)の改訂原案： 高オレイン酸大豆油の追加(ステップ4)
5	オリーブ油及びオリーブ粕油規格(CXS 33-1981)の改訂原案： 3章、8章及び付属書の改訂(ステップ4)
6	魚油規格(CXS 329-2017)の改訂原案： カラヌス油の追加(ステップ4)
7	許容される前荷のリスト(CXC 36-1987の付属書II)の見直し
8. 1	トランス脂肪酸の削減や部分水素添加油脂の制限に関する討議文書
8. 2	新規作業提案
9	その他の事項
10	次回会合の日程及び開催地
11	報告書の採択

**FAO/WHO 合同食品規格計画
第28回油脂部会 (CCFO) 報告書**

1. 日 時 (本会合) 2024 年 2 月 19 日 (月) ~21 日 (水)
(報告書の採択) 2024 年 2 月 23 日 (金)
2. 場 所 クアラルンプール (マレーシア)
3. 参加 (登録) 国及び国際機関 35 加盟国、1 加盟機関 (EU)、14 オブザーバー機関
4. 出席者
農林水産省 大臣官房新事業・食品産業部 食品製造課 企画専門職 石河 重史 (団長)
農林水産省 消費・安全局 食品安全政策課 課長補佐 吉田 知太郎
農林水産省 消費・安全局 食品安全政策課 村山 怜子

5. 結果概要

議題 1. 議題の採択

部会は仮議題を今回の会合の議題として採択することに合意した。

また、以下の提案について検討することを追加した。

- ・ 議題 7 (許容される前荷のリスト (「バルクでの食用油脂の保管及び輸送に関する実施規範 (CXC 36-1987)」の付属書 II) の見直し)において、オブザーバーである FOSFA (Federation of Oils, Seeds and Fats Associations International) によって提案された課題の検討。
- ・ 議題 9 (その他の事項)において、インドから提案されたバージンココナッツオイルを名前の付いた植物油規格 (CXS 210-1999) へ追加する新規作業の検討。

下記の議題については、会期中作業部会 (IWG) を開催することに合意した。

- ・ 議題 5 (オリーブ油及びオリーブ粕油規格 (CXS 33-1981) の改訂原案) : 議長国はスペイン
- ・ 議題 8. 1 及び議題 8. 2 (新規作業提案) : 議長国は英国

議題 2. コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項

(主な議論と結論)

総会及び他の部会で議論された CCFO に関連する事項について情報提供された。また、以下については検討が行われた。

- ・ 第 44 回総会 (2021 年) から求められた個別食品規格の卸売用食品の表示条項の見直しについて、既存の 6 つの油脂規格の当該表示条項の修正案を第 47 回総会に採択を諮るとと

もに食品表示部会（CCFL）に通知することとなった。

- ・ 第 83 回執行委員会（2022 年）が、WHO からの要請を受けて、各部会に、食品成分に関連する規格等の新規作業に優先順位をつける際には、非感染性疾患（NCD）危険因子（例、ナトリウム摂取量）を減らす国際的な取組を十分考慮するよう求めたことに関し、議長は、CCFO が NCD 危険因子を減らすために、より健康的な選択肢を提供するという世界的な取組を実際に支援してきたことを強調した。WHO は、優先順位をつけて作業を行う際には、ナトリウム、糖類、飽和脂肪酸の摂取量等の NCD 危険因子を削減するという世界的な目標の達成のために、部会がさらに貢献できないかを検討するよう求めた。
- ・ 第 53 回食品添加物部会（CCFA）（2023 年）から CCFO に、油脂に使用されるクロロフィル（INS 140）及びファットスプレッドに使用されるパプリカ抽出物（INS 160c(ii)）について技術的正当性に関する助言を求められていることに関し、多くのメンバーから、技術的正当性がないとする意見が示されたため、CCFA へ技術的正当性がない旨回答することに合意した。
- ・ コーデックス事務局から、個別食品規格の分析法条項は分析・サンプリング法規格（CXS 234-1999、以下「CXS 234」という。）への参照に置き換えられることとなっているが、名前の付いた植物油規格（CXS 210-1999）中の米ぬか油中のガンマオリザノールの分析法が CXS 234 に含まれていなかった旨説明があった。これを受けて、CCFO は、この分析法は目的にかなっており、含めるべきか、あるいは代替法を CXS 234 に含めるべきか、第 29 回 CCFO で検討するため、コーデックス事務局に対し情報収集のための回付文書の発行を要請することに合意した。

議題 3. 第 90 回及び第 91 回 FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議（JECFA）報告書の提言の検討（経緯）

第 90 回（2020 年）及び第 91 回 FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議（JECFA）（2021 年）において、特定の物質の前荷¹としての許容性の評価と特定の食品汚染物質の安全性評価が行われたが、第 27 回 CCFO（2021 年）の時点では、報告書とモノグラフが出版されていなかったため、延期して議論を行うことになったもの。

第 90 回及び第 91 回 JECFA から示された今後の作業と勧告への意見照会において提出された加盟国からのコメントを踏まえ、今後の進め方について検討が行われた。

（主な議論と結論）

JECFA から評価結果と勧告について以下の説明があった。

- ・ 「バルクでの食用油脂の保管及び輸送に関する実施規範（CXC 36-1987）」の規準 2 の見直しを勧告：

¹ 「前荷」とは、食用油脂をバルク（液体等の貨物を梱包されていない状態で輸送する形態）で輸送する際、当該食用油脂を運ぶ前に同じ船舶等で運んでいた貨物のこと。日本の場合、バルク輸入される食用油脂はパーム油がメインであり、これは専用船で行われている場合が多いが、世界的には、食用油脂以外の水・酢酸等の物質も前荷として輸送されているケースがある。（第 86 回コーデックス連絡協議会資料 <https://www.maff.go.jp/j/syouan/kijun/codex/attach/pdf/86-1.pdf>）

乳児及び幼児の油脂摂取に関するデータに基づき、ADI（一日摂取許容量）またはTDI（耐容一日摂取量）が0.3 mg/kg 体重/日以上のように十分に保護的であれば、前荷の化学物質への食事による曝露で消費者への健康上の懸念はないと結論付けたことから、この値をADI またはTDI に反映させるために規準の改訂を提案。

さらに、ADI またはTDI の数値がない物質については、この規準はケースに応じて評価すべきであり、前荷の化学物質に追加の食事曝露源がある場合には、それらを曝露評価において考慮すべき。

- ・ 23 物質の前荷としての許容性に関する JECFA の安全性評価の結果について勧告：

23 物質のうち 19 物質は許容される前荷の規準を満たしており、他の 4 物質については、前荷の規準を満たしていないと結論付けた。具体的には、モンタンワックス及び非食品グレードのリグノスルホン酸カルシウムについては、出荷時の評価を可能にする十分な化学的及び毒性学的情報がなく、無水酢酸及びシクロヘキサンについては、含有する可能性のある不純物の性質及び量に関する化学的情報が不十分であったため、前荷としての安全性について結論を出すことができなかった。

議論の結果、以下に合意した。

- ・ 本実施規範（CXC 36-1987）の「付属書Ⅱ：許容される前荷のリスト」：
 - JECFA にて評価した 19 物質を含める（既存の 18 物質を維持するとともに、新しい物質としてエチルターシャリーブチルエーテル（ETBE）を追加する）。EU は、トリデシルアルコール、ミリスチルアルコール及び未分画脂肪族アルコールの混合物、または天然油脂からの脂肪族アルコールの混合物について、これらの物質が食用油脂由来であることが示されない場合は支持できない旨懸念を表明した。FAO から、JECFA の評価はこれらの物質の供給源を特定していないが、供給源に関連する安全性の懸念は示されなかった等の説明があり、また現時点で食品グレードのみに限定するのは適切ではないとの他のメンバーからの意見を踏まえ、部会は、これらの物質が食品グレードであるべき等の注釈は明記しないことに合意した。これについて、EU は留保を表明した。
 - モンタンワックスは大量輸送されていないことから削除。
 - リグノスルホン酸カルシウムは、この物質の再評価のために必要なデータを提供できるスポンサーがいるとの発言を受けて、「JECFA による更なる評価が行われるまで」との脚注を付けてリストに維持。
 - 無水酢酸とシクロヘキサンは、脚注を「不純物に関するデータが提出されるまで検討中である」に更新し、リストに維持。
 - 規準 2 は、ADI またはTDI 0.1 mg/kg 体重/日を 0.3 mg/kg 体重/日に置き換え、また、最後に「前荷の化学物質へ追加の食事曝露源がある場合には、曝露評価においてそれらを考慮すべきである」という一文を追加。
 - 本実施規範（CXC 36-1987）の上記の改訂を第 47 回総会に採択を諮る。
- ・ リグノスルホン酸カルシウム：再評価の最優先事項であること、必要なデータが既に入

手可能であることから、本物質が前荷として許容されるかについて再評価を実施するよう JECFA に要請。

- ・ 無水酢酸及びシクロヘキサン：優先リストの見直しを促進するために、加盟国に対し、関連する不純物に関するデータを収集し、データの入手可能性に関する最新情報を部会に提供するよう推奨。

議題 4. 1. 名前の付いた植物油規格 (CXS 210-1999) の改訂原案：

アボカド油の追加 (ステップ 7)

(経緯)

第 27 回 CCF0 では、主に以下に合意した。

- ・ アボカド油の定義 (2 章の 2.1.)
- ・ 気体液体クロマトグラフィー (GLC) によって決定されたアボカド油の脂肪酸組成 (3 章 (必須構成成分及び品質要素) の表 1)
- ・ 粗アボカド油の化学的及び物理的特性 (付属書 (その他の品質及び構成要素) 3 章の表 2)
- ・ 粗アボカド油中のデスメチルステロールの数値 (総ステロールに占める割合) (付属書 4 章 (同一性の特徴) の表 3) (一部の数値には合意しておらずスクエアブラケット付き)
- ・ 粗植物油中のトコフェロール及びトコトリエノールの数値の追記 (付属書 4 章の表 4) (数値には合意しておらずスクエアブラケット付き)

第 27 回 CCF0 は本改訂原案を総会に予備採択に諮ること、メキシコを議長、米国を共同議長とする電子的作業部会 (EWG) を設置し、加盟国のコメントを踏まえてスクエアブラケット中の数値を検討すること、付属書 4 章の表 4 に関し、コーデックス事務局から加盟国にデータ提出を求める回付文書を発行することに合意した。第 45 回総会 (2022 年) は予備採択したが、懸案の技術的コメントはステップ 6 で提出されるべきであること、作業完了期限を今次会合に延長することを確認した。

付属書 4 章の表 3 及び表 4 の数値について、EWG では、純粋なアボカド油の品質が反映されるよう、また、世界各地で生産されたアボカド油の品質が反映されるよう、認定を受けた試験所によって承認されたデータが優先的に採用された。今次会合では EWG で作成した改訂原案を踏まえて議論が行われた。

(主な議論)

- ・ 表 3 :
 - β -シトステロールの域を 79 から 75 に引き下げることにについて議論されたが、 β -シトステロールはアボカド油の認証において重要であり、79 に維持する意見が多く示されたことから、79.0~93.4 に合意した。
 - デルタ-7-スティグマステノールの範囲の上限値を 1.5 から 1.0 に引き下げること

について議論されたが、EWG 議長・共同議長から、上限値 1.5 は、入手可能なデータや関係者との議論を経た、歩み寄りの結果の値であるとの説明があり、上限値を 1.5 に据え置くことに合意した。

- クレロステロールの範囲の上限値は、世界各地の真正のアボカド油のデータを十分に反映させるため、2.0%から 2.5%に引き上げること、また、アボカド油の場合、他の名前の付いた植物油と異なり、クレロステロールの範囲が設定されていることから、脚注は表 3 の「その他」のパラメータではなく、表 3 の「アボカド油」の名称の箇所に付けることに合意した。
- 総ステロールの範囲は、真正のアボカド油のデータを十分に反映させるため、3,500～6,500 mg/kg から 3,000～7,500 mg/kg に拡張することに合意した。
- ・ 表 4：トコフェロール及びトコトリエノールの濃度範囲は、上限値を 50 から 70 に引き上げた。
- ・ その他：表 1 及び表 3 の更新が必要となる新たなデータが得られる見込みとの意見が示されたが、議長から、アボカド油の作業は今次会合で完了すべきであり、すでに合意した議論を再開するのではなく、引き続きデータを収集した上で、今後の会合において新しいデータに基づき表 1 及び表 3 の改訂の提案は可能との指摘があり、部会は議長の提案に合意した。

(結 論)

部会は規格案を第 47 回総会に提出し、最終採択（ステップ 8）を諮ることに合意した。

議題 4. 2. 名前の付いた植物油規格 (CXS 210-1999) の改訂原案：

ツバキ種子油の追加（ステップ 4）

(経 緯)

第 27 回 CCF0 において、中国から、名前の付いた植物油規格 (CXS 210-1999) にツバキ種子油を追記する新規作業が提案された。部会は新規作業を開始すること、中国が議長を務める EWG を設置し、規格原案を準備することに合意した。新規作業は第 45 回総会において承認された。

EWG では、規格原案の素案に概ね合意が得られた。定義については、意見が分かれたが、EWG 議長から、

- ① 食用ツバキ種子油は、使用価値のある栽培種から入手すべきであること
- ② 現在ツバキ種子油の生産に使用されている主なツバキ種がリストアップされており、*Camellia oleifera* 種由来のものが 80%近くを占めていること
- ③ ヨウチャ (中国語の発音) 油は、業界で広く認識されており、関連する中国の規格で採用されているため、一般的な用語として追加

を考慮して、“ツバキ種子油 (ヨウチャ油) は栽培されたツバキ種 (*C. oleifera*, *C. oleifera* var. *meiocarpa*, *C. chekiangoleosa* and *C. vietnamensis*) から得られたものである” との定義が部会に提案された。今次会合では、EWG で作成した改訂原案とステップ 3 で、ま

たは議場配布文書（CRD）として提出されたコメントを踏まえて議論が行われた。

（主な議論）

EWG 議長国である中国より、事前に提出されたコメントを考慮して、EWG から示された改訂原案に以下の修正を行いたい旨説明があった。

- 製品の定義（2章の2.1）：*C. oleifera*の変種である *C. oleifera var. meiocarpa* を削除
- 必須構成成分及び品質要素（3章の3.1）：表1のC17:1及びC22:0の脂肪酸範囲を修正（NDからND-0.1）
- 付属書3章の表2：けん化値の範囲(下限値)の188-199から187-199に修正
- 付属書4章の表4： β -トコフェロールおよび δ -トコフェロールの下限値を0からNDに、総トコフェロール及びトコトリエノールの範囲を70-1,000から100-1,000に修正

また、提案されたすべての規定は製品の定義に明記されている種の油からのデータに基づいており、ツバキ種子油は、他の油と比較して、 δ -7-ステイグマステノールがより高い値を持っている旨説明があった。

製品の定義に関し、日本から *C. japonica* 種の種子を原料とするツバキ種子油が日本において製造されているとともに、輸出されている実績があることから、*C. japonica* を製品の定義に加えることを提案した（事前にCRDも提出）。また、今後、ツバキ種子油の組成や品質に関するデータが必要になった場合には提供する意向を表明した。修正・反対意見等は示されず、部会は、*C. japonica* を追加する提案に合意した。

その他の条項・数値についても、修正・反対意見等は示されず、合意された。

（結 論）

部会は、規格原案を第47回総会に提出し、最終採択（ステップ5/8）を諮ることに合意した。

議題4. 3. 名前の付いた植物油規格(CXS 210-1999)の改訂原案：

サチャインチオイルの追加（ステップ4）

（経 緯）

第27回CCF0において、ペルーから、名前の付いた植物油規格(CXS 210-1999)にサチャインチオイルを追加する新規作業が提案された。部会は新規作業を開始すること、ペルーが議長を務めるEWGを設置し、規格原案を準備することに合意した。新規作業は第45回総会において承認された。

EWGでは、製品の定義（2章の2.1）及び必須構成成分及び品質要素（3章）のうち、リノレン酸及びリノール酸の含有率には合意したが、脂肪酸組成（3章の3.1の表1）及び化学的及び物理的特性（付属書（その他の品質及び構成要素）表2）の一部の数値は合意されず、付属書の表2、表3（デスメチルステロールの数値（総ステロールに占める割合））、表4（ト

コフェロール及びトコトリエノールの数値) は様々な地域からのデータ提出が呼びかけられた。今次会合は、EWG で作成した改訂原案とステップ3で、またはCRDとして提出されたコメントを踏まえて議論が行われた。

(主な議論)

EWG 議長国であるペルーから、事前に提出されたコメントを考慮して、EWG から示された改訂原案に以下の修正を行いたい旨説明があった。

- 製品の定義(2章の2.1)において、名前の付いた植物油規格(CXS 210-1999)との一貫性を確保するために、処理方法を定義から削除
- 脂肪酸組成の範囲(3章の3.1)について、リノレン酸とリノール酸に関する記述についても名前の付いた植物油規格(CXS 210-1999)に合わせ削除
- 脂肪酸組成(3章の3.1の表1)の脂肪酸 C11:0 及び C15:0 は、名前の付いた植物油規格(CXS 210-1999)に含まれていないため削除。また、C18:1、C18:2、C18:3の脂肪酸範囲は調整
- 付属書の表2のけん化価の範囲の下限值は、189 から 185 に修正。ヨウ素値は、範囲を 196~205 に変更

EWG から示された改訂原案及びペルーから提案された変更点について、議論において修正・反対意見等は示されず、合意された。

(結論)

部会は、規格原案を第47回総会に提出し、最終採択(ステップ5/8)を諮ることに合意した。

議題4. 4. 名前の付いた植物油規格(CXS 210-1999)の改訂原案:

高オレイン酸大豆油の追加(ステップ4)

(経緯)

第27回CCF0において、米国から、名前の付いた植物油規格(CXS 210-1999)に高オレイン酸大豆油を追加する新規作業が提案された。部会は新規作業を開始すること、米国が議長を務めるEWGを設置し、規格原案を準備することに合意した。

EWGでは、製品の定義(2章の2.1)の他、脂肪酸組成(3章の3.1(必須構成成分及び品質要素)の表1)、粗油の化学的及び物理的特性(付属書3章(その他の品質及び構成要素)表2)、デスメチルステロールの数値(総ステロールに占める割合(付属書4章の表3)、トコフェロール及びトコトリエノールの数値(付属書4章の表4)等が合意された。今次会合では、EWGで作成した改訂原案とステップ3で、またはCRDとして提出されたコメントを踏まえて議論が行われた。

(主な議論)

EWG 議長国である米国から、事前に提出されたコメントを考慮して、EWG から示された改訂

原案に以下の修正を行いたい旨説明があった。

- ・ 製品の定義（2章の2.1）において、「大豆油-高オレイン酸」を定義に含める。
- ・ 必須構成成分及び品質要素（3章）の表1の脂肪酸組成の範囲において、C18:2の範囲を1.0-12.0から1.0-16.0に修正
- ・ 付属書3章の表2の相対密度の規定へ温度 $x=20$ °Cを挿入
- ・ 名前の付いた植物油規格(CXS210-1999)の類似の条項との整合性を確保するための修正を加える

議論において、3章の3.1の「高オレイン酸大豆油は、65%以上のオレイン酸(総脂肪酸の割合)を含有しなければならない」という条項を製品の定義から削除する提案がケニアから出されたが、コーデックス事務局から、名前の付いた植物油規格(CXS 210-1999)の3章は構成成分の要件を記載しており、従来のアプローチと異なるとの指摘があった。部会は、3章の3.1に記載することに合意した。

また、その他の条項・数値についても、修正・反対意見等は示されず、合意された。

(結 論)

部会は、規格原案を第47回総会に提出し、最終採択(ステップ5/8)を諮ることに合意した。

議題5. オリーブ油及びオリーブ粕油規格(CXS 33-1981)の改訂原案:

3章、8章及び付属書の改訂(ステップ4)

(経 緯)

第25回CCF0(2017年)において、EUと国際オリーブ協会(IOC)から、オリーブ油生産・精製技術の最新の状況への適応、偽装への対処、生産地の拡大と品種の多様化への対応のため、オリーブ油及びオリーブ粕油規格(CXS 33-1981)の3章(必須構成成分及び品質項目)、8章(分析・サンプリング法)及び付属書の改訂が提案され、部会は新規作業開始に合意した。新規作業提案は第40回総会(2017年)で承認された。

第26回CCF0(2019年)及び第27回CCF0では、EWG(議長:スペイン、共同議長:アルゼンチン)が準備した改訂原案を基に議論を行ったが、更なる議論が必要であるとされ、議論が継続中となっている。主な論点は、オレイン酸の最小値、トランス脂肪酸(TFA)の測定の不確かさ等。今次会合では、EWGで作成した改訂原案とIWGの検討結果を基に議論が行われた。

(主な議論)

今次会合では、未解決事項に絞って議論することとなった。

- ・ オレイン酸:

53と55の2つの下限値案が議論された。様々な地域で生産された本物のオリーブ油の値を反映させるため値を53に下げるか、既に国の法規制に明記されており、オリーブオイルの信憑性を確保するために重要な値であるとして55とするかが議論され、地

理的要因と気候的要因により、すべての本物のオリーブ油に包摂的な基準を持つ必要性を踏まえ、歩み寄りの精神により 53 を受け入れることとし、最終的に部会は 53 に合意した。

- TFA の測定の不確かさ：

部会は、小数点以下 2 桁を維持することとした。

- ステロールに関する脚注：

脚注 b を「(b) 天然のバージンオリーブ油またはエキストラバージンオリーブ油のカンペステロール含量が 4.0%超 4.8%以下の場合、ステイグマステロール含量が 1.4%以下、 δ -7-ステイグマステノール含量が 0.3%以下であれば、本物とみなすことができる。その他のパラメータは、本規格に規定された限界値を満たすものとする。」に修正することに合意した。シリアは、この決定に対して留保を表明した。

- バージンオリーブ油の官能特性：

バージンオリーブ油が最も知覚される欠陥の中央値として、IOC の方法で算出された測定の不確かさを含めるため、現在の基準値 (2.5 以下) を 3.5 以下に修正する提案があり、消費者保護の観点から 2.5 とするか、方法に伴う測定の不確かさを考慮すると 3.5 の方が適切であるという意見に分かれた。議論の結果、部会は 2.5 の値を維持することに合意したが、IOC の方法で算出された測定の不確かさを含めないことを示す脚注 (i) を追加した。

この合意と整合性をとるため、通常のバージンオリーブ油の下限值も 2.5 に維持されるべきであるとの意見もあったが、議長から、通常のバージンオリーブ油に関する議論は、第 27 回 CCF0 で合意したように、第 30 回 CCF0 に延期することとされた旨指摘があり、議論されなかった。

- 1, 2-ジグリセリド (DAG) 及びピロフェオフィチン“a” (PPP) に関する新たな規定：

消費者保護の観点からこれらの品質パラメータの追加をする意見が出されたが、これらの品質パラメータではエキストラバージンオリーブ油及びバージンオリーブ油の品質は正確に反映されない、これらの品質パラメータの適切性を評価するために、より多くのデータが必要であるが、これまでデータ収集のための協調的な取組には至っていないとの意見も出された。部会は、意見の大幅な相違を踏まえた上で、この問題を前進させるため、品質パラメータとしての DAG と PPP の使用に関するデータを正式に収集し、専門家による評価を実施するための協調的な取組が必要であることに合意した。

このため、部会は、すべての加盟国とオブザーバーに DAG と PPP の品質パラメータとしての使用に関するデータを要請すること、データの完全性を評価し、進捗状況を第 29 回 CCF0 に報告する EWG を設置すること、第 29 回 CCF0 において、データを評価するための独立した専門家グループの設置の必要性を決定すること、EWG と専門家によるデータの評価の結果によって、第 30 回 CCF0 でこれらのパラメータを規格に含めるかどうかを検討することに合意した。

FAO から、部会から専門家による評価の要請があれば協力するとの意向が示された。また、IOC から、この問題やその他の技術的問題を解決するために緊密に協力したい

との意向が示された。

- ・ 分析法（8章及び付属書の3章）：

全ての分析法に合意し、CCMASに承認を求めることになった。

DAG及びPPPの分析法に関し、上記の議論の結果、現時点ではこれらの品質パラメータに関する規定がないが、メンバーから、データ作成を進めるためには特定の分析法の使用を奨励する必要があるとあり、これらの品質パラメータの分析法も規格に含めることを示すため、「これらの分析法は第29回及び第30回CCFOのレビューの結果が出るまで維持される」旨脚注を付けることに合意した。

（結 論）

部会は、規格原案を第47回総会に提出し、最終採択（ステップ5/8）を諮ることに合意した。

また、以下について合意した。

- ・ 分析法（8章及び付属書の3章）をCCMASに提出して承認を得る。
- ・ イタリアを議長とし、米国、サウジアラビア、オーストラリア、カナダを共同議長とするEWGを設置し、以下の作業を行う。
 - 遊離脂肪酸、脂肪酸エチルエステル、酸性度、過酸化物、感覚障害に関するオリーブ油の世界的な科学的データと情報を収集する。時間、温度、光への曝露、紫外線への曝露、及び酸素への曝露が個々のサンプルのPPPとDAGの値に及ぼす影響も考慮する。
 - 収集したデータや情報の適合性を評価し、さらなる分析の必要性とプロセスについて提言する。
- ・ コーデックス事務局に対し、DAGとPPPに関するデータ及び情報の提出を求める回付文書の発行を要請する。
- ・ FAOに対し、DAG及びPPPに関するデータを評価するための専門家協議の要請は、第29回CCFOによって決定される旨を通知する。
- ・ 第47回総会に対し、本規格の改訂原案の最終採択を諮るが、DAG及びPPPのパラメータを規格に含めるかどうかを検討するための情報収集と分析を行うため、執行委員会に対し、作業の完了を第30回CCFOまで延長することを通知する。

議題6. 魚油規格(CXS 329-2017)の改訂原案：カラヌス油の追加（ステップ4）

（経 緯）

第27回CCFOにおいて、ノルウェーから魚油規格(CXS 329-2017)にカラヌス油を追加する新規作業が提案された。部会は新規作業を開始すること、ノルウェーが議長を務めるEWGを設置し、規格原案を準備することに合意した。新規作業は第45回総会において承認された。

EWGでは、製品の定義（2章の2.1.6にカラヌス油は主にワックスエステルで構成されており、主に脂肪酸エステルのグリセリドで構成される伝統的な魚油とは異なる旨記載）、脂肪酸組成のGLCの値域（3章（必須構成成分及び品質要素）の3.1及び表1）、その他の必須構

成分の値（3章の3.2にワックスエステル¹の最低含有率を記載）、カラヌス油の酸価及び過酸化物価の要件（3章の3.3.2）、ワックス濃度の分析法（8章（分析・サンプリング法））に概ね合意した。今次会合ではEWGで作成した改訂原案とステップ3で、またはCRDとして提出されたコメントを基に議論が行われた。

（主な議論）

EUから、安全性に関する内容を（例えばアスタキサンチンエステル濃度）を規格案に含めること、カラヌス油は地域によってはADIが設定されている物質であるアスタキサンチンを含んでいることに留意し、カラヌス油の使用条件に関する説明を含めることが提案された。部会は、3章（必須構成成分及び品質要素）の3.5にカラヌス油中のアスタキサンチンの上限は小売販売される国の規制に合わせる旨の記載を入れること、7章の7.3（その他の表示要求事項）に小売販売する国の当局から求められた場合には、異なる年齢のグループに対して設定されたADIに応じてアスタキサンチンの最大摂取量を表示する旨記載することに合意した。

その他の条項・数値について、EWGから示された改訂原案及びノルウェーから提案された変更点について、一部修正を加えた上で、合意された。

（結 論）

部会は、規格原案を第47回総会に提出し、最終採択（ステップ5/8）を諮ることに合意した。また、ワックス含有量の決定に関する分析法をCCMASに、アスタキサンチンに関する表示条項をCCFLに承認を求めることに合意した。

議題7. 許容される前荷のリスト（CXC 36-1987の付属書II）の見直し

（経 緯）

第23回CCF0（2013年）において、「バルクでの食用油脂の保管及び輸送に関する実施規範（CXC 36-1987）」の「付属書II：許容される前荷のリスト」の見直しを行う議題を今後の油脂部会の常設議題とすることになった。

第27回CCF0において、下記事項について合意した。

- ・ コーデックス事務局が、許容される前荷のリストの更なる修正に関する提案を募集する回付文書を配布する。
- ・ マレーシアを議長とするEWGを設置し、次回会合に向けて、各国から出された提案が、十分な情報に基づくことを条件として、①リストへの追加の検討、②FAO/WHOに評価を依頼する物質の優先順位の決定、③リストから除外する物質の提案を検討する。

EWGでの検討では、追加が提案された物質のうち、食品とみなされるものは除外され、今次会合に以下の検討が勧告された。

- ・ ペルーから提案された5つの物質（硫酸アンモニウム溶液、シクロヘキサノール、シクロヘキサノン、ワインヨウ素、尿素）は、適切な関連情報が部会に提供されるまで検討しない。
- ・ フルクトース、過酸化水素、尿素硝酸アンモニウム溶液（UAN）にCAS登録番号を追記す

る。

(主な議論)

部会は、ペルーから提案された5つの物質について、EWGがこれらの物質を付属書Ⅱに含めることの可否を評価できるような適切な情報が提供されていないことを確認し、シクロヘキサノールとシクロヘキサノン、遺伝毒性及び発がん性の可能性があるため、付属書Ⅱに含めないこと、硫酸アンモニウム溶液、ワインヨウ素及び尿素は、適切かつ関連性のある情報が提供された場合に検討することとした。CAS登録番号の追記に関する勧告について、EWGの勧告に合意した。

また、オブザーバーのFOSFAは、部会に対して以下の3つの提案の検討を求めた。

- (1) 有鉛製品は非常に毒性が強く持続性があるため、その制限は前荷を超えて2番目及び3番目の前荷にまで影響を及ぼし、これらは付属書Ⅲ:前荷の禁止リストに示されている。しかし、付属書Ⅱでは、これらの非常に毒性の強い物質が前荷を超えて2番目及び3番目の前荷に制限されていることが明確ではない。付属書Ⅱに、有鉛製品は2番目及び3番目の前荷として許可されないことを示す注記を挿入して、この拡張された制限を明確にする必要がある。この注記により、使用者は効率的に要件を遵守することができる。
- (2) 二塩化エチレン及びスチレンモノマーも非常に毒性が強く残留性がある。有機コーティングされたタンクに容易に吸収され、研究によると、これらは3番目の前荷に含まれる可能性がある。科学的研究に基づく、これらの物質は、付属書Ⅲの有機コーティングされたタンクで3番目の前荷として輸送されるべきではない。現在、この制限は2番目の前荷にのみ適用されている。二塩化エチレンおよびスチレンモノマーの制限を有機コーティングされたタンクの3番目の前荷にまで拡大する注記を、前荷の禁止リストに含めることを提案。
- (3) FOSFAに関連する「付属書Ⅳ:参考文献」の訂正及び更新。

部会は、付属書Ⅱ及び付属書Ⅲの正しい解釈を確保するため、実施規範(CXC36-1987)を以下のように修正することに合意した。

- ・ 2章の2.1.3(汚染物質)の第2段落の後に新たな段落を挿入し、「食用油脂の貯蔵及び輸送のために前荷を考慮する場合は、付属書Ⅱ及び付属書Ⅲを本規則の一部として併せて読む必要がある。」旨追記。
- ・ 付属書Ⅱの注記2の後に以下の新たな注記を挿入。
 - 前荷を超える物質の制限に従わなければならない。
 - ✓ 鉛を含む製品は、2番目または3番目の前荷として輸送してはならない。
 - ✓ 二塩化エチレン及びスチレンモノマーは、有機コーティングされたタンクで2番目または3番目の前荷として輸送してはならない。
- ・ 付属書Ⅲの二塩化エチレン(EDC;1, 2-ジクロロエタン;塩化エチレン)及びスチレン

モノマー(ビニルベンゼン;フェニルエチレン;シンナメン)の脚注を以下に修正。

- 有機コーティングされたタンク内の2番目または3番目の前荷として、またステンレス鋼及び無機コーティングされたタンク内の前荷として禁止される。

(結 論)

部会は以下に合意した。

- ・ 実施規範 (CXC 36-1987) の改訂案を第 47 回総会に提出し、採択を諮る。
- ・ 加盟国およびオブザーバーから付属書 II の更なる修正の提案を募るため、コーデックス事務局に回付文書の発行を要請する。
- ・ 加盟国及びオブザーバーに対し、前荷として将来検討するために硫酸アンモニウム溶液、ワインヨウ素および尿素に関するデータを提出するよう奨励する。
- ・ マレーシアを議長とする EWG を設置し、以下の作業を行う。
 - リストに追加すべき新規物質に関する提案の検討。ただし、その提案が適切かつ関連性のある情報によって裏付けられることを条件とすること。
 - FAO 及び WHO に提出して評価を受ける物質の優先付け
 - 新規データを踏まえてリストから削除する物質の提案の検討

議題 8. 1. トランス脂肪酸の削減や部分水素添加油脂の制限に関する討議文書

(経 緯)

栄養・特殊用途食品部会 (CCNFSDU) では、CCFL から TFA フリー強調表示の要件の策定に関する助言を要請されたことを受けて、第 35 回 CCNFSDU (2013 年) 以降、検討が行われてきたが、第 41 回 CCNFSDU (2019 年) において、要件策定作業を中止すること、第 41 回 CCNFSDU で議論された TFA の摂取量削減のためのリスク管理オプション (部分水素添加油脂 (PHOs) の使用禁止及び TFA の上限値をリスク管理措置として導入すること) を CCFL 及び CCFO に情報提供することに合意した。²

第 27 回 CCFO では、CCFO が食料供給において TFA と PHOs にどのように対処できるかを検討することに関し一般的な支持があり、カナダが EU、エジプト、インド、サウジアラビア、ウガンダ、米国及び WHO と協力して討議文書を作成することに合意した。(なお、CCFL では、第 47 回 CCFL (2023 年) の議論の結果、CCFO での検討の結果を待つこととし、第 48 回 CCFL に向けて、カナダが討議文書を作成することに合意している。)³

提出された討議文書では、PHOs の使用禁止及び TFA の上限値を油脂に関する以下の規格に追加することが提案された。

- ・ 個別食品規格がない食用油脂の規格 (CXS 19-1981)
- ・ ファットスプレッド及びブレンデッドスプレッドの規格 (CXS 256-1999)
- ・ 動物油脂の規格 (CXS 211-1999)

² 第 91 回コーデックス連絡協議会資料 <https://www.maff.go.jp/j/syouan/kijun/codex/attach/pdf/91-3.pdf>

³ 第 107 回コーデックス連絡協議会資料 <https://www.maff.go.jp/j/syouan/kijun/codex/attach/pdf/107-1.pdf>

(主な議論)

討議文書を作成したカナダから、コーデックスの各部会における議論の経緯（上記参照）や国際的な食料供給からの油脂の加工・精製のできる TFA (iTFA) の除去に関する WHO の世界目標への取組み方が国ごとに異なることについて提案内容と併せて説明があった。今回の新規作業提案は、部分水素添加が行われ、TFA が含まれている場合が多い油脂をカバーする上記の 3 規格に焦点を当てているとの言及があった。

新規作業提案は全体的に支持された。プロジェクトドキュメント（以下、プロドク）に関する議論では、総 TFA ではなく iTFA を主たる対象物質とすべきとの言及が目立った。また、マレーシアから、(PHOs の禁止「及び」TFA の上限値設定の両方を措置することを規定するのではなく、) PHOs の禁止「または」TFA の上限値設定のいずれかを措置することとすべきとの指摘があり、プロドクに「及び」と「または」が併記された。一方、EU から、PHOs の定義をヨウ素価に依拠した場合、食品中の TFA 濃度が高くなり過ぎる可能性があるため、PHOs の禁止は単独の措置としてではなく TFA の上限値設定と併せて行うべきとの指摘もあった。日本から、iTFA を削減するためのアプローチの仕方は国ごとに異なる可能性があることを考慮し、規格の改訂には十分な柔軟性を持たせるべきであることについてプロドクに追記することを提案し、文書に反映された。このほか、監視のしやすさを鑑みて、油脂を原材料として使用した最終製品ではなく原材料の油脂のみを対象とすべき、適切な分析法について考慮すべきとの指摘があった。

名前の付いた植物油規格 (CXS 210-1999) は、精製工程で部分水素添加が生じた場合であってもその量が僅かであるため問題とはならない精製油を対象とした規格であるため、新規作業の対象外とすることに合意がなされた。

(結 論)

CCF028 は、以下について合意した。

- ・ 本新規作業提案の承認を第 47 回総会に諮る。
- ・ カナダが議長、サウジアラビアが共同議長を務める EWG を設置し、コメント募集（ステップ 3）と第 29 回 CCF0 での検討に用いる規格改訂原案を作成する。

議題 8. 2. 新規作業提案

(主な議論)

オブザーバーである GOED (Global Organization for EPA and DHA Omega-3s) から、微生物オメガ 3 オイルに関する新規規格策定作業の提案が提出された。

今次会合において、GOED から、当該提案について、単細胞微細藻類由来のオメガ 3 オイルは食用で消費され、高価値商品として生産と世界貿易両方が増加しており、EPA や DHA を多く含むため、いっそう多様化する食品や栄養補助食品の重要な原材料であるものの、国際規格がないため、製品の取引規制等が課題となっていることから提案した、食品用途で使用されている 3 つの異なる種からなる 3 つの微生物オメガ 3 オイルに焦点を当てた規格を作成したい旨説明があった。

提案は多くのメンバーから支持されたが、EU 等複数のメンバーから、新しい食品であり、提案では安全性の観点から考慮されていないことから、支持できないとの意見が出された。安全性の懸念に関して、GOED から、この製品はすでに国際的に取引されており、多くの国・地域が安全性の観点から検討しており、国際的なリスク評価を行うことなく、製品の安全性に関してすでに十分な情報がある旨説明があった。

コーデックス事務局から、プロダクトのレビューにおいて、加盟国は、作業を支援するための科学的助言の必要性等、提案に含めるべきと考える面を追加することができること、また、規格策定の過程でもそのような必要性が明らかになることもある等説明があった。また、第 46 回総会（2023 年）の新たな食料源と生産システム（NFPS）の議論を振り返り、第 46 回総会は、関心のあるメンバーに NFPS に関する新規作業提案の提出を奨励したが、安全性評価等に対処するための新たなメカニズムが必要であれば、並行して実施できることが指摘された。

（結 論）

部会は、微生物オメガ 3 オイルの規格に関する新規作業提案を第 47 回総会による承認のために提出することに合意した。

また、米国が議長を務め、中国が共同議長を務める EWG を設置し、コメント募集（ステップ 3）と第 29 回 CCF0 での検討に用いる規格原案の準備を行うことに合意した。

議題 9. その他の事項

インドから、名前の付いた植物油規格 (CXS 210-1999) にバージンココナッツオイルを含める作業提案があり、議長からインドに、第 29 回 CCF0 に先立ってコーデックス事務局から発行される新規作業提案に関する回付文書に対して、当該新規作業提案を提出するよう要請した。また、名前の付いた植物油規格 (CXS210-1999) には既にココナッツオイルに関する規格とバージンオイルの加工が含まれており、バージンココナッツオイルをカバーしている可能性がある旨指摘があった。

議題 10. 次回会合の日程及び開催地

議長より、次回会合は 2026 年 2 月 9 日から 13 日にマレーシアで開催を予定していることが連絡された。

議題 11. 報告書の採択

報告書案をパラグラフ毎に確認し、必要な修正を行い、採択された。

油脂部会（CCFO）の作業と今後のアクション

事項	ステップ	今後のアクション
6つの既存の油脂規格中の卸売用食品の容器の表示条項の修正	—	食品表示部会（CCFL）
クロロフィル（INS 140）、パプリカ抽出物（INS 160c(ii)）の使用に関する技術的正当性	—	食品添加物部会（CCFA）
名前の付いた植物油規格（CXS 210-1999）の改訂原案： アボカド油の追加	8	第86回執行委員会 第47回総会
名前の付いた植物油規格（CXS 210-1999）の改訂原案： ツバキ種子油の追加	5/8	第86回執行委員会 第47回総会
名前の付いた植物油規格（CXS 210-1999）の改訂原案： サチャインチオイルの追加	5/8	第86回執行委員会 第47回総会
名前の付いた植物油規格（CXS 210-1999）の改訂原案： 高オレイン酸大豆油の追加	5/8	第86回執行委員会 第47回総会
オリーブ油及びオリーブ粕油規格（CXS 33-1981）の改訂原案	5/8	第86回執行委員会 第47回総会 分析・サンプリング法部会（CCMAS） EWG（議長国：イタリア、共同議長国： 米国、サウジアラビア、オーストラリア、 カナダ） 第29回CCFO
魚油規格（CXS 329-2017）の改訂原案： カラヌス油の追加	5/8	第86回執行委員会 第47回総会 CCFL CCMAS
許容される前荷のリスト（CXC 36-1987の付属書II）の見直し	—	第47回総会 EWG（議長国：マレーシア） 第29回CCFO
トランス脂肪酸の削減や部分水素添加油脂の制限に関する 討議文書	2/3	第47回総会 EWG（議長国：カナダ、共同議長国： サウジアラビア） 第29回CCFO
新規作業提案：微生物オメガ3オイル	2/3	第47回総会 EWG（議長国：米国、共同議長国：中 国） 第29回CCFO

(以上)